

第4次入間市立図書館基本計画

(令和9(2027)年度～令和13(2031)年度)

〔原案〕

くらしに役立ち
学びを支える
身近な図書館



入間市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 図書館を取り巻く状況

- 1 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 計画の基本となる考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 計画全体にかかる視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 施策の体系

- 基本方針1 知りたいに応える・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 重点施策(1) 計画的かつ効率的な資料の収集と蔵書管理・・・・ 16
- 基本方針2 学びを支える・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 重点施策(2) 学びの拠点となる図書館サービスの提供と充実・・・・ 17
- 基本方針3 子どもの健やかな成長を育む・・・・・・・・・・・・ 20
 - 重点施策(3) 次世代を担う子どもの読書活動推進・・・・ 20
- 基本方針4 すべての人に届ける・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 重点施策(4) 誰もが利用しやすい図書館サービスの提供と充実・・・・ 22
- 基本方針5 心地よい時間と空間を整える・・・・・・・・・・・・ 24
 - 重点施策(5)－1 図書館の環境整備と効率的な運営・・・・ 24
 - 重点施策(5)－2 地域づくりと他機関との連携・・・・ 25

第5章 計画の推進に向けて

- 1 市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 市民への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 計画の進行管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

5年間の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

「入間市立図書館アンケート調査」実施について・・・・・・・・ 42

※ 本計画における表記について：原則として平仮名の「こども」を使用していますが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」をはじめとする法令名、およびそれに直接関わる固有の名称や引用箇所等については、法令上の表記に合わせて「子ども」としています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

入間市立図書館（以下「図書館」という。）では、これまで第1次から第3次までとなる図書館基本計画を策定し、社会教育の拠点として、市民の暮らしに役立ち、学びを支える身近な図書館の実現に向けた取り組みを進めてきました。

令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第3次入間市立図書館基本計画」（以下「第3次計画」という。）においては、資料の充実を図るため「入間市クラウドファンディング型ふるさと納税事業」を活用した児童書の購入や、レファレンスサービス（*1）体制の強化として「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」を開始するなど、サービスの高度化を図りました。

また、福祉分野への対応として、バリアフリー図書（*2）等を備えた「りんごの棚」（*3）を設置したほか、「読み聞かせボランティア養成講座」の開催を通じて市民活動の育成・支援を行うなど、社会教育環境の充実に努めてきました。

運営体制については、平成28年度から西武分館、金子分館及び藤沢分館に指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用した利用促進を図ってきました。さらに、令和9年度からは本館の管理運営についても同制度を導入し、より効果的かつ効率的な事業実施を目指すこととしています。

この度策定する「第4次入間市立図書館基本計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの取り組みと成果を継承・発展させるとともに、新たな運営体制のもと、今後5年間において図書館が取り組むべき施策と目標を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画（施設）の法的位置づけ

本市は、「図書館法」（昭和25年施行、最終改正令和5年）及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示、最終改正令和元年）に基づき入間市立図書館設置及び管理条例を制定し、図書館を設置・運営しています。

本計画は、本市における図書館の今後のあり方を示すものです。

(2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は、法令及び国や埼玉県教育振興基本計画等を踏まえつつ、「入間市総合計画」との整合を図って策定した「入間市教育振興基本計画」に関連する個別計画です。

- ① 第7次入間市総合計画 前期基本計画〔計画期間 令和9（2027）～13（2031）年度〕
「入間市総合計画」は、市民生活に関わる様々な施策や事業を実施する際の指針となる計画であり、市全体の進むべき方向性を表す計画です。
10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま」とし、施策の大綱に「こどもたちが自分らしく健やかに育つまちづくり」「多様性を認め世代を超えて互いに成長し、文化を伝え育むまちづくり」を位置づ

けています。

② 入間市教育大綱〔計画期間：令和9（2027）～13（2031）年度〕

「入間市教育大綱」は、地域の実情を踏まえて市の教育や文化の振興に関する総合的な施策についての基本となる考え方を定めるものです。

基本理念を「豊かな学びの場から ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」とし、市の教育の基本的な方針を示すものです。

③ 第4期入間市教育振興基本計画〔計画期間：令和9（2027）～13（2031）年度〕

「第4期入間市教育振興基本計画」は、本市の教育施策全体を貫く基本理念と各分野における取り組みの方向性を明らかにし、教育の一層の振興を図るための計画です。

この計画は、「入間市教育大綱」にあわせて「豊かな学びの場から ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」を基本理念とし、社会教育・生涯学習にかかる基本方針として「学びと交流を通じた市民による地域コミュニティづくりを推進する」「ライフステージに応じた学びと実践による共創のまちづくりを推進する」を位置づけています。

【国や県の計画等】

i) 「第4期教育振興基本計画」〔計画期間：令和5（2023）～9（2027）年度〕

「第4期教育振興基本計画」においては、今後の教育政策の基本的な方針の一つに「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」の必要性を唱えています。

ii) 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

（平成30（2018）年12月中央教育審議会答申）

本答申においては、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として“社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり”を示し、社会教育の方向性として“開かれつながる社会教育の実現”が掲げられています。

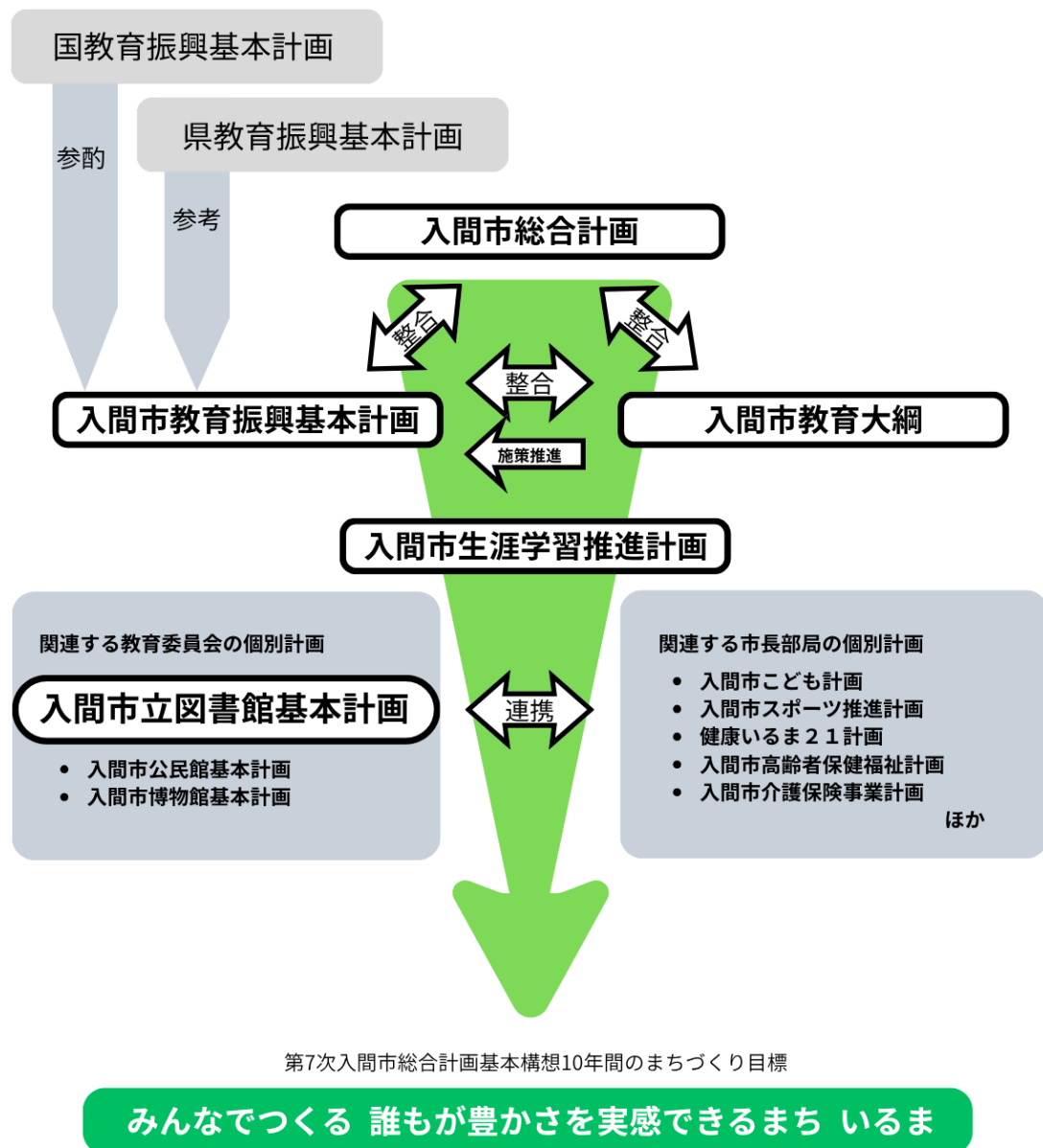
iii) 「第4期埼玉県教育振興基本計画」〔計画期間：令和6（2024）～10（2028）年度〕

「第4期埼玉県教育振興基本計画」においては、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念とし、その実現に向けて10の目標を定めた中で、社会教育・生涯学習にかかる目標として「家庭・地域の教育力の向上」「生涯にわたる学びの推進」「文化芸術の振興」を掲げています。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、第4期入間市教育振興基本計画にあわせて令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

体系図



第2章 図書館を取り巻く状況

1 これまでの経緯

我が国においては、少子化・高齢化と人口減少が急速に進行し、地域社会の構造は大きな転換期を迎えています。あわせて、グローバル化の進展に伴い、多様な文化的背景を持つ人々が共に暮らす多文化共生社会への移行も加速しています。

また、AI（人工知能）などのデジタル技術の革新は、単なる利便性の向上にとどまらず、DX（デジタルトランスフォーメーション）(*4)として、私たちの価値観や行動様式、社会システムそのものに不可逆的な変容をもたらしています。加えて、持続可能な開発目標（SDGs）(*5)の達成に向けた取り組みは、環境・社会・経済の調和を目指す世界共通の潮流として、地域レベルでの実践が強く求められています。

世の中が大きく変わり続ける今、図書館の役割もまた、これからのあり方を考えていく時期を迎えています。

2 現状と課題

少子化・高齢化の進展により、来館者の年齢層における高齢者の割合が増加傾向にある一方で、中学生や高校生の利用が伸び悩んでいる状況にあります。また、人生100年時代を迎え、定年退職後の学び直しや、福祉分野に関する情報ニーズが高まっています。

さらに、情報があふれる現代社会において、図書館には単なる「貸出の場」以上の価値が求められています。そのため、「居場所（サードプレイス）」(*6)としての機能や地域課題解決の支援機能をさらに充実させ、新たなニーズに応えていく必要があります。

【第3次計画の成果と課題】

①計画的な資料の収集と蔵書管理

1) 図書館資料の収集・整理・保存・提供について

【成果・現状】

- 「入間市立図書館資料収集基準」(*7)に基づき、市民の基本的人権のひとつである「知る権利」を保障する機関として、資料の収集・整理・保存・提供を行いました。

〔資料編 表1 表2参照〕

- 「入間市立図書館資料除籍基準」(*8)に基づき、定期的に適切な除籍を行い、限られた書架スペースの有効活用を図りました。
- 本市の公共施設へのリサイクル本配布事業を実施し、除籍図書の再利用を促進しました。
- 各館にリサイクル本コーナーを設置し、市民に配布することで、除籍された図書や雑誌の活用に努めました。
- 令和6年度に「入間市クラウドファンディング型ふるさと納税事業」に取り組み、児童書の充実を図りました。（寄付金額1,344,000円 購入冊数720冊）

○市民のリクエストに対応しながら、市民ニーズにあった図書館資料の提供に努めました。

〔資料編 表3 表4参照〕

○計画的な資料の収集や学習機会を提供した結果、入館者数が増加しました。

〔資料編 表7 参照〕

【課題】

○近年、貸出冊数が減少しています。その要因を分析して対応策を講じるとともに、図書館利用の契機づくりや魅力ある蔵書構成の構築を目指す必要があります。

〔資料編 表5 表6参照〕

○一部の分野において除籍が進んでいない状況があるため、基準に沿った適切な除籍をさらに推進し、資料保存スペースの確保に努める必要があります。

○除籍資料をより有効に活用するため、公共施設への配布事業の拡大や、リサイクルコーナーの継続的な設置を図る必要があります。



「入間市クラウドファンディング型ふるさと納税事業」を活用した児童書の充実



2) 行政資料・郷土資料の収集について

【成果・現状】

○本市及び近隣自治体で発行された資料を中心に継続的な収集に努めました。

【課題】

○郷土資料コーナーに「入間市ゆかりの人物コーナー」を設置するなど、内容のさらなる充実、利用拡大を図る必要があります。

○郷土資料をデジタル化し、電子図書館で公開するなど、デジタルアーカイブ(*9)の環境を、入間市博物館と連携を図りながら、整える必要があります。

3) 参考図書の収集

【成果・現状】

○レファレンスサービスに必要な参考図書を収集に努めました。

【課題】

○白書などの定期刊行物については、今後も継続的に収集し、常に最新版を提供していく必要があります。

4) 新聞、雑誌の収集について

【成果・現状】

○「入間市立図書館雑誌スポンサー制度」を活用し、民間事業者等との連携による寄贈雑誌の充実を図りました。

【課題】

○雑誌や新聞の休刊・廃刊が増加している現状を踏まえ、代替となる資料の収集について検討する必要があります。

5) 視聴覚資料の収集について

【成果・現状】

○音楽や映像の視聴環境が多様化している現状を踏まえ、CD・DVDの新規購入を見合わせています。

【課題】

○ビデオテープについては、経年劣化が進んでいるため、貸出サービスの中止を含めた今後の取り扱いについて検討する必要があります。

②学びの拠点となる図書館サービスの提供と充実

1) レファレンスサービス体制の充実

【成果・現状】

○自館の所蔵資料に加え、県立図書館や国立国会図書館等の類縁機関から資料を借用するなど、利用者の多様な調査要求（レファレンス）に対応しました。

○「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」の提供を開始しました。

○資料検索データベース（「法情報総合データベース（D^{ィー}l - L^{ロー}a w）」や「官報情報検索サービス」等）を活用し、レファレンスサービスを充実させました。

○県主催の研修会へ積極的に参加することにより、職員のレファレンス能力向上に努めました。

【課題】

○職員のレファレンス能力向上のため、引き続き研修を受講する必要があります。

○レファレンスをメールで受け付けるなど、サービスの充実を図る必要があります。

○複雑化する市民ニーズに応えるため、引き続き研修を受講し、職員のレファレンス能力をさらに向上させる必要があります。

○利便性向上のため、メールによるレファレンスの受付を開始するなど、サービスの充実を図る必要があります。

2)貸出・返却の新しいサービスや資料の提供

【成果・現状】

- FeliCa(フェリカ) (*10) を利用した貸出サービスを開始しました。
- 入間市立図書館公式 LINE アカウントを開設し、利用者のニーズに応じたサービスを展開しました。
- 地区センター(公民館)図書室等へ、図書館で不要となったりサイクル本を提供することができました。
- 資料有料宅配サービスについて、継続することができました。
- 移動図書館車の利用状況等を踏まえ、巡回場所や日程の定期的な見直しを行いました。
- 移動図書館車による未巡回の小・中学校への特別訪問や、青少年活動センターの事業への参加等を通じて、サービスの拡充を図りました。

【課題】

- 地区センター(公民館)図書室との連携強化に向け、関係部署と具体的な調整を図る必要があります。
- 移動図書館については、新たな巡回場所の開拓やおはなし会等の付加価値の創出も含め、今後のあり方を総合的に検討していく必要があります。
- 移動図書館車については、利用ニーズの変化を踏まえ、他の貸出サービスとの役割分担を含めた今後のあり方を検討していく必要があります。
- 有料宅配サービスの周知を図り、利用拡大につなげる必要があります。

3)電子図書館サービスの提供

【成果・現状】

- 「新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金」を活用した電子図書館拡充事業により、電子図書のコンテンツを充実させました。

【課題】

- 国や県などの補助金等の動向を注視し、それらを有効に活用しながら、引き続き電子図書のさらなる充実を図る必要があります。

4)テーマ本の展示や利用促進事業の実施

【成果・現状】

- 時事問題や季節に応じたテーマ本の展示を実施しました。特に本市の関係部署と連携し「認知症」、「児童虐待」などの地域課題に合わせた展示を行うことができました。

【課題】

- 図書館独自のテーマを設定した展示や貸出企画をさらに展開していく必要があります。
- 現在の利用者は高齢者と親子連れが中心となっているため、若者や現役世代などの中間層の掘り起こし(利用促進)を行う必要があります。
- SDGs(環境問題含む)関連資料の充実を図る必要があります。

5)情報発信、広報活動の充実

【成果・現状】

- 図書館公式ホームページのほか「広報いるま」、入間ケーブルテレビ、FM茶笛（チャッピー）、入間市公式SNS（*11）等の多様な媒体を活用し、事業やお知らせの積極的な情報発信に努めました。
- 令和7年度には「入間市立図書館40周年記念」事業として、特別展示「40歳になりました～図書館と同一年の本～」、「おはなし会スペシャル」、「おはなし会参加者記念品プレゼント」、写真展「図書館今昔物語」、「私と入間市立図書館～みなさまからのエピソード募集～」、「みんなでモザイクアート」を行いました。これに伴い、報道機関へのプレスリリース（*12）等も行い、戦略的な広報活動に努めました。

【課題】

- 「図書館だより」の紙媒体での継続発行について、今後のあり方を検討する必要があります。
- 「入間市立図書館公式LINE」の利便性について、さらなる周知と利用促進を図る必要があります。
- 講演会を開催したり、地域の子育て・環境・福祉活動グループや関連部署との連携を深め、その取り組みを広く発信したりすることで、学びの拠点となることを目指す必要があります。
- 「広報いるま」等従来の紙媒体による広報活動だけでなく、XやフェイスブックなどのSNS活用のほか、指定管理者を通じた情報発信等の可能性を検討・推進する必要があります。

③誰もが利用しやすいサービスの提供と充実

1)子どもの読書活動の推進

【成果・現状】

- 乳幼児が本に親しむ機会を充実させるため、赤ちゃん絵本コーナーの充実を図りました。
- コロナ禍で中止していた「赤ちゃん向けおはなし会」を再開しました。
- 本の読み手と聞き手が同時に読書を楽しむ共有体験をしたり、子どもが本とのつきあいを学んだりすることのできる読み聞かせを通じて、読書活動を推進しました。
- 読み聞かせボランティアと連携したおはなし会を定期的に行い、親子のコミュニケーションや子育て支援の場を提供しました。
- いるま生涯学習出前講座（*13）や赤ちゃんサロン（*14）を通じて、ブックスタート関連事業を実施しました。
- 小中学校に団体貸出や配本サービスを行うことで、学校図書館の運営を支援しました。
- 保育所や学童保育室、放課後子ども教室等に団体貸出や配本サービスを行い、他の施設等と連携した読書活動を推進しました。
- 小学2年生を対象とした「図書館利用教室」、小学3年生を対象とした「図書館施設見学」

を実施し、図書館をより知ってもらう機会を創出しました。

- 図書館が薦める児童書を紹介したブックリスト「あれこれブックガイド」を発行し、市内小中学校の全児童・生徒に配信し、読書活動を推進しました。
- 入間市公式LINEやアプリ「すぐーる」を活用し、「あれこれブックガイド」や図書館の情報を児童・生徒に配信しました。
- 中学生社会体験チャレンジ事業や「ひばり教室」（適応指導教室）の社会体験の受け入れ事業等を実施し、子どもたちが図書館を身近に感じる機会を提供しました。
- 宮寺配本所の充実を図るため、定期的におはなし会を行いました。
- 「入間市クラウドファンディング型ふるさと納税事業」を活用し、児童書を購入することで、資料の充実を図りました。
- 主体的・対話的で深い学びを実践する機会である「入間市 図書館を使った調べる学習コンクール」や「調べる学習講座」を開催し、子どもたちの「調べる力」を育む支援をしました。
- 市内高等学校図書館との連携会議を通じ、学校側との相互理解と協力体制の強化を図りました。その成果として、高校生による図書館ボランティアの受け入れや、図書館主催イベントへの参加が実現しました。

【課題】

- 配本サービスのさらなる充実を図る必要があります。
- 参加者を増加させるため、おはなし会の開催日程（日時、回数等）のあり方について、見直す必要があります。
- 気兼ねなく図書館を利用できる「赤ちゃんタイム」（*15）を設け、子育て世代への支援を充実させる必要があります。
- 図書館利用教室、図書館見学へ全校が参加できるよう、実施時期や来館方法について検討する必要があります。
- 調べ学習を促進するイベント等の実施を図る必要があります。
- 小・中・高と学年が上がるごとに図書館利用率が低下し、特に高校生の利用率減少が顕著であるため、「ティーンズ（*16）コーナー」や対象イベントの充実を図る必要があります。

2)障害のある方にも利用しやすいサービスの提供

【成果・現状】

- バリアフリー図書やリーディングトラッカー（*17）を備えた「りんごの棚」を設置しました。
- 誰もが読みやすいLLブック（*18）の充実を図りました。
- 視覚障害者に対して、朗読ボランティアと連携し、デージー図書（*19）の作製や貸出を行いました。[資料編 **表8** 参照]

【課題】

- 令和元年6月の読書バリアフリー法（*20）施行に伴い、障害の有無にかかわらず、すべ

ての市民が等しく読書活動できるよう、読書環境の整備等サービスのあり方を検討していく必要があります。

○視覚障害者だけではなく、身体障害者や知的障害者に対してのサービスについても検討する必要があります。

○「りんごの棚」やデイジー図書の貸出等のサービスについて、必要としている方に届くようさらなる周知を図る必要があります。

3)高齢者にも利用しやすいサービスの提供

【成果・現状】

○大活字本の充実を図りました。[資料編 **表8** 参照]

○高齢者や障害のある方を対象とした図書の充実に努めました。

○高齢者や視覚障害のある方に対して、拡大読書器の提供を行いました。

【課題】

○移動図書館車による高齢者施設への巡回や配本サービスなど、来館が困難な高齢者へのサービスに向けた検討を進めます。

4)多文化サービスの充実

【成果・現状】

○外国語資料（一般書、絵本）の収集に努めました。

○やさしい日本語で書かれた日本語多読図書の充実に図りました。

【課題】

○今後さらなる外国人の増加が見込まれる中、すべての市民が等しく図書館を利用できるよう、地域のニーズを調査・把握し、外国人が利用しやすい図書館サービスを検討・展開していく必要があります。[資料編 **表9** 参照]

④図書館の環境整備と効率的な運営

1)本館と分館の運営体制の強化

【成果・現状】

○分館については、指定管理者制度を導入し、様々な自主事業等を実施することで、民間のノウハウを生かした効率的な運営を行っています。

○本館と分館で、各種調整会議を通じて情報共有を図るとともに、図書館運営方針の徹底を図りました。

○本館は産業文化センター内に設置され、金子分館、藤沢分館はそれぞれ地区センター内に設置されているため、各施設の管理者と協議を重ね、連携・協力して管理運営を行いました。

○宮寺配本所において、定期的な資料の入れ替えやおはなし会を実施しました。

【課題】

- 令和9年度からの本館の指定管理者制度導入に向け、導入後のサービス低下を防ぎ、安定した管理運営を継続するためには、市による厳格なモニタリング体制の確立が不可欠です。また、これらを適切に管理・監督する市の専門性を担保するため、担当課への司書有資格者の配置をはじめとする体制強化が課題となります。
- 宮寺配本所のさらなる利用拡大を図る必要があります。
- 引き続き、本館と分館、及び各施設管理者との緊密な連携を図り、効率的・効果的な運営体制を維持・強化していく必要があります。

2) 図書館システムの構築

【成果・現状】

- システム更新により、図書発注業務が効率化され、新刊図書を迅速に利用者に提供できる環境を整備しました。
- 各種統計データを多様な条件で抽出・分析できる環境を構築し、データに基づいた効果的な図書館運営の基盤を整えました。

【課題】

- 図書館業務のDXを推進し、さらなるサービスの向上を図る必要があります。
- システムの高度化やDX推進に的確に対応するため、専門的な知識や技術を持った職員を継続的に育成していく必要があります。

3) 本館及び分館の施設の修繕や整備

【成果・現状】

- 西武分館の空調設備について全系統改修工事を完了したほか、金子分館についても空調設備の改修を実施しました。
- 全館に公衆無線LAN(Iruma_Free_Wi-Fi) (*21) を導入し、利用者が無料でインターネットに接続できる環境を整備しました。

【課題】

- ユニバーサルデザイン (*22) やバリアフリー(資料、施設・設備)の視点を取り入れた環境整備を推進する必要があります。
- 子育て世代への支援として、親子連れでも気兼ねなく利用できるよう、親子トイレやベビーチェアの設置等について検討を進める必要があります。

4) 居場所としての図書館環境の充実

【成果・現状】

- 利用者の利便性向上を図るため、館内での水分補給を可能としました。

【課題】

- 閲覧席や学習スペースの拡充に向けた検討を進める必要があります。

5) ボランティア活動の推進

【成果・現状】

- 読み聞かせボランティア養成講座を開催し、新規ボランティアの育成と確保に努めました。
- 既存のボランティアグループを対象に読み聞かせ研修会を開催し、スキルアップとさらなる活動の推進を図りました。
- コロナ禍で中止または縮小していた「冬のおたのしみ会」を再開し、ボランティア活動の場を提供しました。

【課題】

- 継続して読み聞かせボランティア養成講座を開催し、新たな担い手の確保とボランティアのさらなる育成を図る必要があります。
- 中学生、高校生のボランティア活動の場を設け、若い世代の参画を促進する必要があります。

6)他自治体や機関との連携

【成果・現状】

- 入間地区公共図書館協議会や西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン(*23)5市)において連携会議を行い、共通の課題について協議しました。
- 西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン5市)間での相互利用を実施し、利用者の利便性の向上を図りました。[資料編

表10

 参照]

【課題】

- 庁内各部局とさらに連携を深め、市民に様々なサービスの提供を図る必要があります。
- 相互利用の協定を締結している自治体以外の図書館との相互利用の可能性や新たな他機関との連携について検討する必要があります。

7)安心して利用できる環境の整備

【成果・現状】

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症対策と利便性の向上を両立させた図書館環境を整備しました。具体的には、返却資料の消毒や閲覧席へのパーティション設置に加え、来館せずに利用できる電子図書館の拡充などを進めました。

【課題】

- すべての人が安心して利用できるよう、施設・設備面や提供する資料において、ユニバーサルデザインおよびバリアフリー化を一層推進していく必要があります。
- 本館の老朽化やスペース不足を踏まえ、将来的な移転や再整備を含めた抜本的な検討を行う必要があります。

3 今後の方向性

これからの図書館には、従来の「資料の収集・保存・提供」という基本的機能の充実に加え、地域課題解決の支援、誰もが安心して過ごせる「居場所(サードプレイス)」としての機能のほか電子書籍の推進、子育て支援、高齢者の生きがい創出など、地域社会を支え

る新たな役割が強く求められています。

そこで、第3次計画での成果や課題を踏まえ、今後の図書館サービスの目指すべき方向性を定め、それらを実現していくため、ここに「第4次入間市立図書館基本計画」を策定するものです。なお、本計画の策定に当たっては、SDGsの理念を踏まえ、その達成に寄与する計画とします。



入間市立図書館キャラクター
「とんちゃん」

第3章 計画の基本となる考え方

1 基本理念

図書館の目的の実現に向け、本市において図書館がどのような施設であるべきか、その基本的な考えを示すものです。

くらしに役立ち 学びを支える 身近な図書館

本市は、まちづくりのビジョン（将来都市像）として「香り豊かな緑の文化都市」を掲げています。図書館においても、お茶香る豊かな自然や郷土の文化を大切にしながら、全ての市民が気軽に利用でき、日々の生活に役立つ情報を提供するように努めていきます。

また、本市教育行政のテーマである「学びと実践があふれるまち」の実現を目指し、市民とともによりよいまちづくりを進めていくための身近な図書館としていきたいことから、これを基本理念とします。

2 計画全体にかかる視点

基本理念の実現に向け、計画の策定及び施策の展開を図るうえで基本とする視点です。

○市民のくらしに役立つ図書館

- ・市民が必要とする、くらしに役立つ情報を提供します。
- ・市民が充実した生活を送るための手助けをします。

○市民の学びを支える図書館

- ・市民の知りたい・学びたい・調べたいという知的探求心や好奇心に応えることで、市民の生涯学習を支えます。
- ・地域の歴史・文化・産業等の資料を収集し、課題解決に役立つ情報を提供します。

○市民にとって身近な図書館

- ・市民がいつでも気軽に来館し利用することで、文化的な生活を楽しめる、社会教育施設としての役割を果たします。
- ・人との出会いや交流によって、まちづくりに参画できる、身近な図書館としての役割を果たします。

第4章 施策の体系

基本方針	重点施策	取組項目
1 知りたいに答える 必要な情報を確かな資料で提供する	(1) 計画的かつ効率的な資料の収集と蔵書管理	1 図書館資料の収集・整理・保存・提供
		2 行政資料・郷土資料の収集
		3 参考資料の収集
		4 新聞、雑誌の収集
		5 視聴覚資料の収集
2 学びを支える 幅広いサービスで学ぶ人を応援する	(2) 学びの拠点となる図書館サービスの提供と充実	1 レファレンスサービス体制の充実と提供
		2 貸出・返却の新しいサービスや資料の提供
		3 電子図書館サービスの提供
		4 テーマ本の展示や利用促進事業の実施
		5 情報発信・広報活動の充実
3 子どもの健やかな成長を育む 読書を通じて、未来を創る豊かな心を紡ぐ	(3) 次世代を担う子どもの読書活動推進	子どもの読書活動の推進
4 すべての人に届ける 誰もが便利に使える図書館へ	(4) 誰もが利用しやすい図書館サービスの提供と充実	1 障害のある方にも利用しやすいサービスの提供
		2 高齢者にも利用しやすいサービスの提供
		3 多文化サービスの充実
		4 居場所としての図書館環境の充実
5 心地よい時間と空間を整える 地域社会と連携し、効率的な運営で安心を届ける	(5)-1 図書館の環境整備と効率的な運営	1 本館と分館の運営体制の強化
		2 図書館システムの構築
		3 本館及び分館の施設の修繕や整備、管理
	(5)-2 地域づくりと他機関との連携	1 安心して利用できる環境の整備
		2 ボランティア活動の推進
		3 他自治体や地域、機関との連携、協力

本計画の策定に先立ち実施した「入間市立図書館アンケート調査」では、多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。

これらを踏まえて策定した本計画では、第3次計画で培った成果を継承・発展させるとともに、社会教育及び生涯学習に関わる「生涯学習推進計画」「公民館基本計画」及び「博物館基本計画」と施策の体系を統一しました。これにより、本市における社会教育関連計

画の一体性と相互連携を高めるとともに、市民にとってわかりやすい計画としています。

また、基本理念である「くらしに役立ち 学びを支える 身近な図書館」を基盤として、基本方針に新たに「子どもの健やかな成長を育む～読書を通じて、未来を創る豊かな心を紡ぐ～」を加えました。この方針を明確に掲げることで、子どもの読書活動のさらなる推進を図ります。

基本方針1 知りたいに答える ～必要な情報を確かな資料で提供する～

【重点施策】（１） 計画的かつ効率的な資料の収集と蔵書管理

取組項目1 図書館資料の収集・整理・保存・提供

- ・市民のくらしや学習に役立つ資料を提供するため、「入間市立図書館資料収集基準」に基づき、図書館資料の計画的な収集に努めます。
- ・図書購入費の安定的かつ継続的な予算の確保に努め、図書館資料の充実を図ります。
- ・限られた書架を魅力あるものとして維持するため、「入間市立図書館資料除籍基準」に基づき、資料の適切な除籍を行うとともに、資料保存スペースの確保に努めます。
- ・市民のリクエストに対応しながら、市民ニーズに沿った図書館資料の提供を図ります。また、最新の出版情報に注視し、新刊書の収集に努めます。
- ・市民に必要な資料を確実に提供できるよう、資料データの正確な整備に努めます。

取組項目2 行政資料・郷土資料の収集

- ・入間のパーパス（*24）の取り組みの一つである「カルチャーアクション」の視点から、本市や埼玉県等に関する行政・郷土資料を積極的に収集します。
- ・本市の特産物である「お茶」や、伝統工芸の「織物」、本市にゆかりのある人物の著作等を積極的に収集し、郷土資料コーナーのさらなる充実を図ります。
- ・郷土資料をデジタル化し電子図書館上で公開するなど、デジタルアーカイブの環境を、入間市博物館と連携を図りながら整え、図書館のDXの推進を図ることで、利用の幅を拡げ、地域づくりに役立てるよう努めます。
- ・本市にゆかりのある人物の著作等の収集に努め、郷土資料コーナーのさらなる充実を図ります。
- ・ふるさと入間を愛する心を育めるよう「いるま・こども郷土資料～どんなところ？ぼくのまち～」の活用と定期的な見直しを行います。
- ・本市の思い出を未来へ残す「いるまし思い出のこしプロジェクト」について、市民の思い出のさらなる収集と展示に努めます。
- ・本市や地域団体が作成・発行しているチラシやパンフレット類についても収集し、館内での展示、配布等に努めます。
- ・入間市博物館と連携を図るとともに、資料収集の役割分担について検討を進めます。
- ・関係各課と連携し、地域の魅力を発信する冊子の発行等について調査・研究を進めます。

取組項目3 参考資料の収集

- ・市民の求める情報を的確に提供するために、レファレンスサービスに必要な参考資料の収集と充実に努めます。

取組項目4 新聞、雑誌の収集

- ・新聞や幅広い分野の雑誌を収集し、迅速な情報の提供に努めます。
- ・入間市立図書館雑誌スポンサー制度の活用及び新規スポンサーの拡大に努めます。
- ・雑誌のデジタル化が進んでいることから、電子図書館での雑誌コンテンツの収集についても調査・研究します。

取組項目5 視聴覚資料の収集

- ・図書館の視聴覚サービスは、媒体の多様化と配信サービスの普及という大きな転換期を迎えています。本市では、従来の物理媒体中心の収集を見直し、今後は「配信型コンテンツ（ストリーミング配信やオーディオブック）」の提供について、調査・研究を進めます。
- ・ビデオテープ等の旧式メディアについては、利用需要と再生機器の維持が困難な状況を鑑み、「入間市立図書館資料除籍基準」に基づき計画的に除籍を行うとともに、限られた館内スペースの有効活用を図ります。
- ・西武分館の視聴覚機能については、アーカイブ機能の強化や地域の文化情報拠点としての再編を検討し、市民ニーズに即した新たな図書館サービスの構築を目指します。

基本方針2 学びを支える ～幅広いサービスで学ぶ人を応援する～

【重点施策】（2） 学びの拠点となる図書館サービスの提供と充実

取組項目1 レファレンスサービス体制の充実と提供

- ・図書館において不可欠であるレファレンスサービスの充実を図るために、司書有資格者の配属に加え、経験を積んだ職員の確保と能力の向上に努めます。
- ・県や国が主催する研修等へ積極的に参加し、職員のレファレンス能力の向上を図ります。
- ・レファレンスツールとして有用な「新聞データベースヨミダス」「法情報総合データベース（D1（ディーワン）- Law（ロー））」「官報情報検索サービス」の利用拡大と、サービスの継続提供に努めます。
- ・有効なレファレンスツールとして「朝日新聞クロスサーチ」等新聞記事データベースの新たな導入について検討します。
- ・国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」の利用拡大、及び分館での導入について検討します。
- ・図書館等公衆送信サービス（*25）の導入について検討します。
- ・受け付けたレファレンス事例のデータベース化やオンライン公開を進めることで、知識の蓄積・活用と図書館DXの推進を図ります。

- ・オンラインレファレンスの受付やパスファインダー（*26）の作成等について調査・研究を進めます。
- ・レファレンス業務における生成AI活用について研究を進めます。
- ・カウンターに「レファレンス窓口」を設置し、市民が気軽に相談（アプローチ）しやすい環境づくりに努めます。

取組項目2 貸出・返却の新しいサービスや資料の提供

- ・移動図書館の巡回場所の定期的な見直しや新たな巡回場所（高齢者施設や病院等）の検討を行い、図書館から離れた地域や来館が困難な方への貸出・返却サービスの提供に努めます。
- ・移動図書館車でのイベント参加など、スポット運行（*27）の充実に努めます。
- ・市民の利便性向上のため、地区センターなど、新たな貸出拠点の設置について検討します。
- ・借りたい資料を自分のペースで素早く手続きしたり、プライバシーを気にせずに利用したりできるといった市民の利便性向上および効率的な図書館運営の両立を目指し、ICタグを活用した自動貸出システムの導入について、既存資料の移行コストや費用対効果を含めた総合的な調査・研究を進めます。
- ・来館せずに予約資料を受け取れる「資料有料宅配サービス（利用者送料負担）」について、継続するとともに周知を図り、利用の拡大に努めます。
- ・図書館に所蔵がない資料については、県立図書館及び県内の他自治体図書館や国立国会図書館との相互貸借制度を活用し、確実な資料提供に努めます。



移動図書館車「やまばと号」

取組項目3 電子図書館サービスの提供

- ・利用者の閲覧、予約データを分析し、需要が高い分野を中心に電子書籍を計画的に収集します。また、電子書籍特有のコンテンツの有効期限（ライセンス）を見極めた効率的な更新を行い、限られた予算で最大効果を発揮する蔵書体系を目指します。
- ・国等の補助金や、民間企業との協働によるスポンサー制度の導入可能性についても調査・研究します。

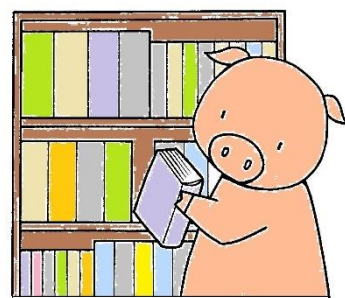
- ・DX によるサービス向上として、蓄積されたビッグデータを分析し、おすすめ機能の強化や、より使いやすい検索機能の実装など、パーソナライズされた読書体験を提供します。
- ・学校教育や生涯学習講座と連携し、単なる周知にとどまらない電子図書館の利用方法を習得する体験会を実施します。併せて、SNS 等のデジタル媒体と、公共施設等のリアルな場の双方で、視覚的に分かりやすい広報を展開します。
- ・文字拡大機能や音声読み上げ機能を持つ電子書籍の拡充を行い、視覚障害者や高齢者、学習に困難を抱える方を含めた、あらゆる市民が「いつでも、どこでも」読書を楽しめる環境を構築します。

取組項目4 テーマ本の展示や利用促進事業の実施

- ・季節や話題、時事問題等に合わせたテーマ本の展示を行い、市民と本との新たな出会いの機会を提供するとともに利用促進を図ります。
- ・「SDGs 未来都市入間市」の観点から、SDGs 関連資料を計画的に収集し、継続的な企画展示を行うことで、市民への周知・啓発と理解促進に貢献します。
- ・本市関係各課と連携し、地域課題や本市の施策等に関連した展示を行います。
- ・魅力ある図書館づくりを目指して、こどもや中高生、成人、高齢者など各世代（ライフステージ）に合わせた利用促進事業の充実を図ります。

取組項目5 情報発信、広報活動の充実

- ・「広報いるま」、市公式ホームページ、図書館公式ホームページ、入間ケーブルテレビ、FM茶笛（チャッピー）やSNSなどを通じて図書館の情報を発信します。
- ・図書館公式SNS（Xやフェイスブック）などを活用した情報発信について研究します。
- ・図書館の情報や資料の紹介を掲載した図書館だよりを定期的に発行します。
- ・本市のイベントや会議に積極的に参加し、図書館のPR（アウトリーチ活動）に努めます。
- ・指定管理者を通じた広報活動のノウハウの共有・実践や、他の民間事業者との連携協定に基づく効果的な広報活動について検討を進めます。
- ・SNS等のデジタルツールを通じて情報発信し、市民・行政・民間事業者がつながり、地域課題を共有・協働して解決できる環境を整えることで、図書館DXの推進を図ります。



入間市立図書館キャラクター
「とんちゃん」

基本方針3 子どもの健やかな成長を育む

～読書を通じて、未来を創る豊かな心を紡ぐ～

【重点施策】（３） 次世代を担う子どもの読書活動推進

取組項目 子どもの読書活動の推進

子ども読書推進策の充実について（「子ども読書推進計画」策定に代えて）

本市においては、「子ども読書推進計画」は策定されていませんが、子どもへの読書活動推進策は、学童保育室や小学校等の各施設で実践され成果を上げているところです。

図書館では、この基本計画の中に、子ども読書推進策として実施すべきことを記載し、他の社会教育施設や学校等との連携・協力、推進体制の確立を図ります。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもの最善の利益を第一に考え、すべての子どもが主体的に本と関わることで、健やかな成長を育むことができる読書環境を整備します。

ここに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条に示されている基本理念を再掲し、計画期間内の入間市立図書館における子どもの読書活動推進の基本方針を掲げて、以下のような施策を実施してまいります。

◇子どもの読書活動の推進に関する法律【基本理念】第2条

『子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』

◇入間市立図書館における子どもの読書活動推進についての基本方針

本市のすべての子どもたちが、成長段階において相応しい本と出会い、読書の喜びや楽しさを知り、積極的に読書に親しむことによって実り多い、豊かな生涯を送れるように育て、導くことを目指します。

ア 乳幼児へのサービス

- ・読み聞かせボランティアと連携した「赤ちゃん向けおはなし会」の実施や、「赤ちゃんタイム」の設定等により、乳幼児とその保護者が気兼ねなく図書館を利用し、本に親しめる環境を整備します。
- ・「読み聞かせ」は、読み手と聞き手が読書の喜びを共有し、子どもが本とのつきあい方を学ぶための極めて重要な事業です。このため、絵本や紙芝居のおはなし会を継続的に実施し、内容の充実と参加者の増加に努めます。
- ・より多くの方が参加できるよう、赤ちゃん向けおはなし会の開催日程（日時・回数等）について見直し・検討を行います。

- ・乳幼児が本に触れやすいよう、「赤ちゃん絵本コーナー」のさらなる充実を図ります。
- ・「ブックスタート」(*28) 関連事業を中心とした子育て支援策を継続するとともに、新たな子育て支援サービスについても調査・研究を進めます。
- ・保育所や健康福祉センター等の関係機関と連携し、団体貸出や出張おはなし会、ブックリストの発行等を通じた子育て支援の充実を図ります。

イ 小学生へのサービス

- ・子どもたちの知的好奇心を刺激し、情報リテラシーを育む多様な事業を展開します。学びと発見の機会を提供することで図書館利用を促進し、地域の「知の拠点」としての活性化を図ります。
- ・「読み聞かせ」は、文字を読む負担を軽減し物語に集中できるため、文字を読めるようになった学齢期でも重要です。このため、絵本や紙芝居のおはなし会を継続的に実施し、内容の充実と参加者の増加に努めます。
- ・各学年の授業内容や調べ学習等に対応する資料の充実を図ります。
- ・調べ学習等を促進するイベント等の実施に努めます。
- ・学童保育室や学校図書館を支援するため、団体貸出や配本サービスの充実を図ります。
- ・図書館と学校が連携し、児童が効果的に図書館を利用し本に親しむ機会として、小学2年生対象の「図書館利用教室」や小学3年生対象の「図書館施設見学」を実施します。
- ・小学校への移動図書館車の巡回等を通じて、読書活動の推進を図ります。
- ・図書館が薦める児童書を紹介した小学生向けブックリスト「あれこれブックガイド」を発行・配布し、読書のきっかけづくりに努めます。
- ・「おたのしみ会」や「1日図書館員」等の利用促進事業の充実、及び関係部署との連携を図ります。
- ・科学あそびや工作教室を実施し、体験活動を通じて子どもたちが本に親しむ契機を創出します。
- ・学校図書館ボランティア研修会等を通じ、小中学校や他の社会教育施設等と連携した読書活動を推進します。
- ・学校図書館担当教諭と連携し、児童の読書活動の推進を図ります。
- ・文部科学省のG I G Aスクール構想に対応し、児童のタブレット端末から図書館の本を簡単に検索できるようにしたり、ブックリストを配信したりするなど、本がより身近になるサービスの提供について研究します。
- ・小中学校の配信サービス「すぐーる」や入間市公式L I N Eを活用し、効果的な情報発信を図ります。

ウ 中学生へのサービス

- ・子どもたちの知的好奇心を刺激し、情報リテラシーを育む多様な事業を展開します。学びと発見の機会を提供することで中学生の図書館利用を促進し、地域の「知の拠点」としての活性化を図ります。

- ・図書館が薦める図書を紹介した中学生向けのブックリスト「あれこれブックガイド」を発行、配布し読書活動の推進を図ります。
- ・「中学生社会体験チャレンジ」や「ひばり教室（適応指導教室）」からの受け入れ等、生徒の社会体験を支援する事業を継続して実施します。
- ・子どもたちの知的好奇心を刺激し、情報リテラシーを育む多様な事業を展開します。学びと発見の機会を提供することで、子どもたちの図書館利用を促進し、地域の知の拠点としての活性化を図ります。
- ・中学校の配信サービス「すぐーる」や入間市公式LINEを活用し、生徒や保護者に向けた効果的な情報発信を図ります。

エ ティーンズへのサービス

- ・読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、また情報リテラシーを向上させる上で欠くことのできないものです。
一方で、学年が上がるごとに図書館の利用率が下がり、特に高校生の利用率減少が顕著であることから、講座やイベントの開催、ブックリストの発行等を通じ、不読率の低減や図書館利用の促進に努めます。
- ・10代の興味・関心や発達段階に適した資料の収集に努め、「ティーンズコーナー」のさらなる充実を図ります。
- ・市内高等学校と定期的な会議等を通じて連携を深め、最新のニーズを把握しながら高校生の読書活動を推進します。
- ・市内高等学校への配本サービスの拡大に努めます。
- ・市内高等学校との連携をさらに強化し、共同イベントの開催など、ティーンズに向けた新たなサービスについて検討します。
- ・中高生の利用促進や、読書活動へ繋がるきっかけづくりとして、ボードゲーム（*29）等の文化的教材を活用した新たな取り組みについて研究します。

基本方針4 すべての人に届ける ～誰もが便利に使える図書館へ～

【重点施策】（４） 誰もが利用しやすい図書館サービスの提供と充実

取組項目1 障害のある方にも利用しやすいサービスの提供

- ・「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律）」の理念を踏まえ、本市におけるサービスのあり方を研究します。
- ・多様な子どもたちが本に親しめるよう、バリアフリー図書等を備えた「りんごの棚」の充実を図ります。
- ・施設のバリアフリー化を進め、ピクトグラム（*30）等でのわかりやすい案内表示に努めます。
- ・誰もが読書を楽しめるよう工夫された、やさしく読みやすい「LLブック」の収集

と利用拡大を図ります。

- ・見えづらさを抱える方へ向けた、大活字本の計画的な収集に努めます。
- ・朗読ボランティアと連携し、デージー図書の作製・貸出や対面朗読を継続して実施します。
- ・マルチメディアデージー図書（*31）の導入について検討します。
- ・点訳ボランティアと連携し、点字図書や、見える人も見えない人も一緒に楽しめる点訳絵本の作製・収集に努めます。
- ・視覚障害のみならず、ディスレクシア（*32）や認知症、知的障害等のある方への読書支援について研究するとともに、資料宅配サービスの活用・拡大についても検討します。
- ・障害のあるこどもや、日本語を母語としないこども、来館が困難なこどもなど、特別な支援を必要とする方へのサービスについても研究を進めます。
- ・資料の団体貸出や実習生の受け入れなど、特別支援学校等との連携を推進します。

取組項目2 高齢者にも利用しやすいサービスの提供

- ・施設のバリアフリー化を進めるとともに、ピクトグラム（図記号）等を用いたわかりやすい案内表示や、丁寧な窓口対応に努めます。
- ・資料を取り出しやすく、高齢者の身体的な負担に配慮した書架構成に努めます。
- ・大活字本の計画的な収集に努めるとともに、多種多様な資料を充実させることで、高齢者の学びを支援します。
- ・文字を大きくして読むことのできる拡大読書器等、読書支援機器の整備と充実を図ります。
- ・高齢者向けに、スマートフォン等を用いた図書館ホームページや公式LINEの利用講座を開催し、デジタルサービスの利用促進を図ります。
- ・資料の団体貸出など、高齢者施設との連携を図ります。
- ・高齢者向けの読み聞かせや朗読会の実施について検討します。
- ・地域住民が気軽に立ち寄り、打ち合わせや相談・交流ができるオープンスペースの拡充など、施設の機能向上（居場所づくり）に努めます。

取組項目3 多文化サービスの充実

- ・日本語を母語としない市民にも安心してご利用いただけるよう、利用案内の多言語化や、「やさしい日本語」、ピクトグラム等を活用したわかりやすい案内表示・情報提供に努めます。
- ・「やさしい日本語」で書かれた図書や、多様な文化背景に応じた外国語資料の収集と充実に努めます。
- ・図書館が提供する多文化サービスについて、関係機関等とも連携しながら広く周知を図り、利用拡大に努めます。

取組項目4 居場所としての図書館環境の充実

- ・飲食可能なスペースや学習スペース、くつろげるスペースなどを備えた、市民の「居場所」と

なる図書館のあり方について検討します。

- ・ブラウジングコーナー（*33）や本館休憩室の美化・整備等に努め、誰もが居心地のよい空間づくりを目指します。
- ・本館で実施している閲覧席開放事業について、市民の学習・読書ニーズを的確に把握し、より効果的な運用と継続のあり方について調査・研究を行います。

基本方針5 心地よい時間と空間を整える

～地域社会と連携し、効率的な運営で安心を届ける～

【重点施策】（5）-1 図書館の環境整備と効率的な運営

取組項目1 本館と分館の運営体制の強化

- ・市が主体性を持って監督・モニタリングを行うとともに、指定管理者と緊密なパートナーシップを築き、本館・分館（西武・金子・藤沢）間のサービス水準の均一化と一体的な運営を推進します。
- ・指定管理者制度下においても、市が中長期的な視点で運営に関与し、有期雇用や事業者交代に伴うサービスの低下を防ぐとともに、専門的なノウハウが継続的に蓄積・継承される安定した運営体制を構築します。
- ・地域の重要な読書・文化拠点である宮寺配本所について、図書の貸受等の基本サービスの維持・継続に加え、おはなし会や映画会等の自主事業を拡充し、施設機能の活性化を図ります。
- ・移動図書館車については、読書推進の身近な拠点としての役割と、車両の老朽化や財源確保といった課題の双方を踏まえ、社会状況や市民ニーズの変化を見極めながら、今後の効果的なサービスのあり方について検討を進めます。
- ・本館及び分館の開館時間について、利用状況や市民ニーズを把握しながら、より利便性の高いあり方を検討します。

取組項目2 図書館システムの構築

- ・図書館システムの多岐にわたる機能（貸出・返却、蔵書・利用者管理、統計処理等）を最大限に活用し、業務の効率化と市民への質の高いサービス提供に努めます。また、新たな情報通信技術（ICT）の動向を注視し、システムのさらなる機能強化について調査・研究を進めます。
- ・システム事業者と緊密に連携して定期的な技術協議を実施し、課題の早期解決とシステムの安定的な運用を図ります。
- ・図書館の利便性向上に向けて、入間市公式LINEアカウントの活用や、メールマガジンの登録拡大を図ります。
- ・入間市情報セキュリティポリシー等に準拠し、市民の個人情報や利用履歴を安全に保護・管理できる堅牢なシステム環境を維持します。
- ・OPAC（利用者用検索機）（*34）に館内案内図を表示させるなど、利用者が目的

の資料へスムーズにたどり着けるわかりやすい案内に努めます。

取組項目3 本館及び分館の施設の修繕や整備、管理

- ・「入間市公共施設マネジメント事業計画」等に基づき、図書館施設及び設備の計画的な改修を進めます。
- ・誰もが気持ちよく、安心・安全に過ごせる場所を提供するため、適切な維持管理や計画的な修繕・整備に努めます。

【重点施策】（５）-２ 地域づくりと他機関との連携

取組項目1 安心して利用できる環境の整備

- ・本館については、施設の老朽化やスペースの不足等により、多様化する市民ニーズや新たな読書環境の整備に対応することが困難になりつつあります。そのため、将来を見据えた施設の移転や再整備を含め、これからの本市における図書館のあり方を抜本的に検討します。
- ・新型コロナウイルス等の感染症や自然災害などの不測の事態においても、市民の「知る権利」を保障するため、危機管理の視点を取り入れた迅速な対応体制を整備するとともに、電子図書館や宅配サービス等、非来館型サービスの展開・充実に努めます。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが明るく安心・快適に過ごせる館内環境の整備に努めます。

取組項目2 ボランティア活動の推進

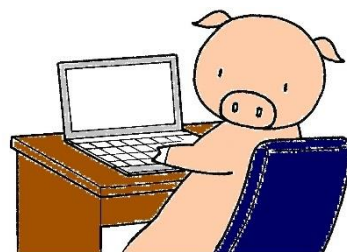
- ・読み聞かせ等のボランティア養成講座を実施して、意欲ある人材を育成・支援するとともに、ボランティアが参画するおはなし会やおたのしみ会等の実施を検討し、活躍の場を提供します。
- ・視覚障害者等のための朗読ボランティアや点訳ボランティアとの連携を図り、継続的な活動を支援します。
- ・配架や図書修理等の業務を担うボランティアを養成し、市民の図書館運営への参画を促進します。
- ・中高生や大学生等若い世代に向けて、社会貢献やキャリア形成の機会となるボランティア活動の場を設けます。

取組項目3 他自治体や地域、機関との連携、協力

- ・ダイアプラン5市（所沢市、飯能市、狭山市、日高市、入間市）や東京都青梅市との図書館相互利用を継続するとともに、他自治体とのさらなる相互利用の可能性について検討し、市民の利便性を高めます。
- ・県立図書館や県内各図書館との連携による相互貸借を積極的に活用し、本市の蔵書だけでは応えきれない多様な資料ニーズに対応（資料提供力の強化）します。
- ・高校生や大学生、学校教諭等の実習生を積極的に受け入れ、図書館の機能や役割を

広く知ってもらうことで、地域社会における読書活動の推進や人材育成を図ります。

- ・入間市博物館をはじめとする文化施設や庁内各部署、関連機関等と緊密に連携し、互いの専門性を活かした複合的なサービスの展開や情報発信に努めます。



入間市立図書館キャラクター
「とんちゃん」

第5章 計画の推進に向けて

1 市の取組

(1) 推進体制・組織

- ・市は図書館行政の主体としての責任を持ち、指定管理者との強固なパートナーシップに基づく適切な運営体制を確立します。
- ・平成28年度より指定管理者制度を導入している3分館に加え、令和9年度からは本館にも同制度を導入します。全館の管理運営にあたっては、「入間市指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に則り、各種報告や利用者アンケート、実地調査等を通じた厳格なモニタリングを実施し、民間ノウハウを活用した市民サービスの向上と効率的な運営が図られているかを継続的に検証します。
- ・令和9年度からの本館の指定管理者制度導入において、導入後の適切な管理運営体制を確保するため、教育委員会内の担当課に図書館の担当を置きます。今後は、多様化する住民ニーズや地域課題に柔軟に対応できる、質の高い図書館サービスの提供体制を構築していきます。
- ・本館・分館等の全施設が一体となり、地域間格差のない均質な運営を行うことで、「どこでも、いつでも、だれでも」公平に利用できる信頼性の高い図書館サービスの提供に努めます。

(2) 職員の育成

市民の多様な課題や知的要求に応える質の高いサービスを提供し続けるため、指定管理者と市のそれぞれにおいて、役割に応じた人材確保と育成に取り組めます。

- ・指定管理者に対する人材確保・育成の要求

現場において専門的なサービスを維持・向上させるため、指定管理者に対し、司書有資格者の継続的な配置を求めます。また、接遇やレファレンス（調査相談）等のスキルアップに向けた、指定管理者による計画的な職員研修の実施を求め、その状況を確認します。

- ・市の担当職員の育成

市は図書館行政の主体として、直営の現場を持たない体制においても、図書館の運営方針を策定し、指定管理者を適正に評価・監督（モニタリング）する役割を担います。そのため、市の担当課においても司書有資格者の配置に努めるとともに、高度な専門能力や企画調整能力を持つ行政職員の育成を図ります。

(3) 財源の確保

市民のくらしや学習に役立つ資料や、質の高いサービスを安定的・継続的に提供していくためには、計画的な財源の確保が不可欠です。市の一般財源による安定的な予算確保に加え、国・県の補助金等の外部財源や、企業版ふるさと納税、一般からの寄附、クラウドファンディングといった多様な財源・手法の活用についても、積極的な調査・研究を進めます。

また、利用促進のための事業を実施するにあたっては、指定管理者の持つ民間ノウ

ハウを最大限に生かします。費用対効果の高い事業展開を図るとともに、多額の予算に頼らずとも既存の資源や創意工夫を活かした、市民に親しまれる事業を展開します。

2 市民への働きかけ

(1) 市民への周知

- ・図書館を拠点とした学習活動や地域活動、また提供する多様なサービスについて、市公式ホームページやSNS、広報紙などを効果的に活用し、広く市民に周知（情報発信）します。
- ・図書館を利用したことがない方にも情報が的確に届くよう、工夫を凝らした広報活動を展開し、利用促進に努めます。

(2) 市民との協働

- ・市民を図書館の「利用者」としてだけでなく、共に図書館を創り上げる「パートナー」として位置づけ、ボランティア活動等への主体的な参画を促進します。
- ・市民や地域団体との意見交換や協働の場を継続的に設け、地域コミュニティの活性化に貢献する「市民参加型の図書館づくり」を推進します。

3 計画の進行管理・評価

(1) 進行管理の方法

本計画の実効性を高め、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、次のとおり進行管理を行います。

- ・単年度ごとに具体的な事業計画を策定し、各施策・事業に対して指標を設定することで、達成に向けたプロセスを明確にします。

指標：教育委員会の事務に関する点検評価指標

- ・PDCAサイクル（計画（Plan）→ 実行（Do）→ 評価（Check）→ 改善（Action））を事業運営の基本に、次年度の計画立案に実績と反省を途切れなく連動させることで、運営の質的向上を図ります。

(2) 評価の考え方

本計画に基づく施策の達成度や妥当性を測るため、年度ごとに評価を実施します。評価については、本市の教育施策との整合性を図るため、図書館単独で新たな評価体系は設定せず、「入間市の教育」における年度ごとの点検・評価（教育委員会の事務に関する点検評価報告）の指標により行います。

- ・設定指標の評価に当たっては、指定管理者の事業報告や自己評価等に基づき、各事業の達成度や次年度に向けた課題を整理し、評価を行います。
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」により、各年度の事業の状況について、図書館協議会等の外部による点検及び評価も行います。

(3) 評価の反映

各年度の評価については、その結果を公表するとともに、次年度の事業計画の改善につ

なげます。また、蓄積された毎年度の評価結果は、本計画の総合的な振り返りや、次期基本計画を策定する際の基礎資料として活用していきます。

用語解説

- (※1) レファレンスサービス
図書館の資料やデータベースなどを使って、調べものや資料・情報探しの手助けをするサービスのこと。
- (※2) バリアフリー図書
視覚障害、発達障害などの特性により通常の書籍を読むことが困難な方でも読書を楽しめるように工夫された図書のこと。点字図書、点字付き絵本、大活字本等がある。
- (※3) りんごの棚
バリアフリー図書等を設置したコーナーのこと。すべてのこどもに読書の喜びを体験してもらう場所として、1993年にスウェーデンの図書館で始まった取り組み。
- (※4) DX（デジタルトランスフォーメーション）
デジタル技術を活用して、人々の生活や業務をよりよいものへと変革させるという概念。
- (※5) SDGs（Sustainable Development Goals）
2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴール（開発目標）から構成されている。
- (※6) 居場所（サードプレイス）
自宅（第一）や職場・学校（第二）とは別に存在する、心からリラックスできる居心地のよい場所のこと。
- (※7) 入間市立図書館資料収集基準
入間市立図書館の資料の収集に関し、図書館の自由に関する宣言（1954年日本図書館協会採択）の理念に基づき、基本的人権の一つである「知る権利」を保障するため、利用者各層の資料要求及び社会的な動向に配慮して、利用者の文化、教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を幅広く収集するため、必要な事項を定めたもの。（最終改正平成28年3月1日）
- (※8) 入間市立図書館資料除籍基準
入間市立図書館が所蔵している図書館資料の除籍に関し、必要な事項を定めたもの。この基準において「除籍」とは、限られた書架を魅力あるものとして維持するため、利用価値の低くなった資料または汚破損等により利用できなくなった資料を蔵書資料より排除することをいう。（最終改正平成25年2月1日）
- (※9) デジタルアーカイブ
紙媒体やフィルムなどの物理的な資料をデジタルデータとして保存し、管理すること。
- (※10) FeliCa（フェリカ）
電子マネーや交通系ICカードに搭載されている「非接触型」のICカード技術方式のこと。
- (※11) SNS
ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
- (※12) プレスリリース
企業や団体が、新商品、新サービスなどの新しい情報を、報道機関に向けて公式に発表する文書のこと。

- (*13) いるま生涯学習出前講座
本市職員が市民団体やグループの元へ出向き、行政の知識や専門的な取り組みをテーマに話をする出張講座制度のこと。図書館では、親子を対象に「読み聞かせ講座」を行っている。
- (*14) 赤ちゃんサロン
赤ちゃんと保護者を対象に、各地区センターで、ふれあい遊びや保護者同士の交流などを行っている事業のこと。
- (*15) 赤ちゃんタイム
赤ちゃん連れの家族が、気兼ねなく来館し、図書館で楽しい時間を過ごすことができるよう、図書館が設ける時間のこと。
- (*16) ティーンズ
中学生・高校生を中心とした10代のこと。図書館では、ティーンズコーナーを設け、資料の収集、貸出をしている。
- (*17) リーディングトラッカー
文字を読む際に特定の行だけに視線を集中させ、隣の行を隠すことで読みやすくする道具のこと。主に、読むことが苦手な子どもや視覚障害者、集中しづらい人の読書をサポートする目的で使われる。
- (*18) LLブック
誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のこと。「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst」（英語では easy to read）の略。日本語が得意ではない方や知的障害のある方をはじめとした、一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。
- (*19) デイジー図書
Digital Accessible Information System の略で、さまざまな形態があるが、現在入間市立図書館ではCD型の録音資料を利用している。
- (*20) 読書バリアフリー法
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）。障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された。
- (*21) 公衆無線LAN(Iruma_Free_Wi-Fi)
市で、災害時における防災拠点の通信環境の確保と、市民の利便性向上を図るために設置された公衆無線LANのアクセスポイントのこと。お手持ちのスマートフォンやタブレット等で、無料でインターネットに接続することができる。
- (*22) ユニバーサルデザイン
障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
- (*23) ダイアプラン
本市は、所沢市、飯能市、狭山市、日高市とともに、「埼玉県西部地域まちづくり協議会」を組織している。それぞれの市の深いつながりを背景に5市が協調し、相互に尊重しながら夢を実現し、発展していくため、本圏域を強固なダイヤモンドに見立てて、計画の柱に、Dramatic creative city（ドラマチックな創造都市づくり）Interaction system（さまざまな交流を可能とする活動、交流システムづくり）Amenity network（誰もが憩える水と緑のネットワークづくり）の3つを掲げ、この頭文字『D』、『I』、『A』から『ダイアプラン』という愛称としている。
- (*24) 入間のパーパス
“心豊かでいられる、「未来の原風景」を創造し伝承する。”

100年後の未来を生きる人たちからも「素晴らしいまちだ」と感じてもらえるような、誰もが心豊かでいられるまちを、今を生きるみんなで共に創り、次の世代へ引き継いでいこうという、本市のまちづくりの根幹となる理念。「ウェルビーイングアクション」「モビリティアクション」「カルチャーアクション」「オープンアクション」「サステナブルアクション」の5つの切り口から取り組みを進めている。

(*25) 図書館等公衆送信サービス

2021年の著作権法改正により、2023年6月から始まった新制度。特定の図書館等が、所有する資料の著作物の一部分を、来館せずにメール等で利用者に送信できる。

(*26) パスファインダー

あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した手引き。

(*27) スポット運行

定期的な巡回ルートとは別に、イベントや定期巡回以外の施設等に出向くこと。

(*28) ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。1992年にイギリスで始まった。

(*29) ボードゲーム

専用の盤（ボード）で、コマ、カード、サイコロ、チップなどの道具を使い、対面で遊ぶアナログゲームの総称。将棋、チェス、人生ゲームのような古典から、最新のドイツゲームまで幅広くある。

(*30) ピクトグラム

視覚的に意味を伝えるシンプルな絵記号のこと。例）非常口のマーク

(*31) マルチメディアデイジー図書

視覚障害者や発達障害のある方など活字による読書が困難な方に対し、文字や音、画像を同時に再生できるデジタル録音図書。文字の大きさ・色などを変更することができる。

(*32) ディスレクシア

学習障害の一種で、全体的な発達や知能には遅れがないにもかかわらず、文字の読み書きに限定した困難が生じる状態。

(*33) ブラウジングコーナー

くつろぎながら気楽に雑誌や新聞などを読むことのできる空間のこと。

(*34) OPAC（利用者用検索機）

蔵書検索機能や図書館情報サービスを備えた利用者向け情報システム。館内に設置されている。

◇ 5 年間の目標値

項目名	令和 7 年度末現状値	令和 1 3 年度末目標値
資料蔵書点数	581,931 点	600,000 冊
郷土資料数	15,384 冊	15,600 冊
参考資料数	18,167 冊	19,000 冊
視聴覚資料数	9,479 点	7,000 点
児童書数	184,050 冊	185,100 冊
大活字本数	4,583 冊	5,000 冊
ＬＬブック数	50 冊	80 冊
デージー図書数	93 点	110 点
外国語資料数	1,993 冊	2,000 冊
電子図書館蔵書点数	2,715 点	3,000 点
電子図書館登録者数	2,837 人	4,500 人
司書有資格者数	38 人	42 人
資料貸出者数	197,111 人	261,000 人
資料貸出点数	645,619 人	855,000 点
新規登録者数	3,362 人	3,560 人
入館者数	563,762 人	720,000 人
レファレンス件数	13,563 件	15,000 件
定期おはなし会参加者数	2,486 人	2,560 人

資料編

表1 年度別資料蔵書数

単位：点

年度 種類	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般図書	385,340	380,248	377,515	376,572
児童図書	179,075	181,308	184,423	184,050
雑誌	12,436	12,146	11,930	11,737
小計	576,851	573,702	573,868	572,359
C D	5,474	5,521	5,524	5,616
カセットテープ	2,065	1,745	1,645	1,645
ビデオテープ	1,354	1,033	731	731
D V D	1,437	1,472	1,462	1,447
複製画	39	40	40	40
デイジー図書	82	86	92	93
合計	587,302	583,599	583,362	581,931

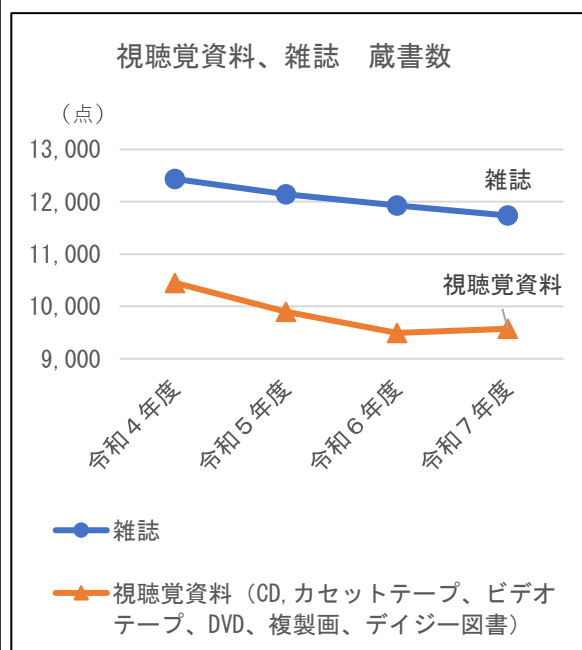
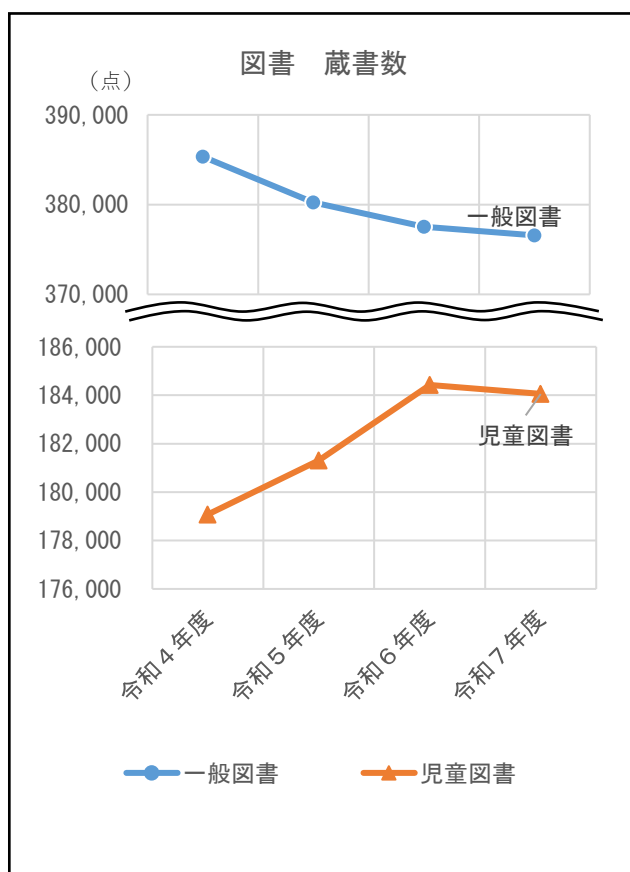


表2 年度別資料貸出者数

単位：人

年度 館別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本館	81,461	84,616	82,787	78,254
西武分館	42,387	44,602	44,710	43,969
金子分館	12,339	13,559	10,380	12,698
藤沢分館	56,587	60,049	57,992	57,226
移動図書館	7,168	6,258	4,820	4,351
宮寺配本所	604	726	773	613
合計	200,546	209,810	201,462	197,111

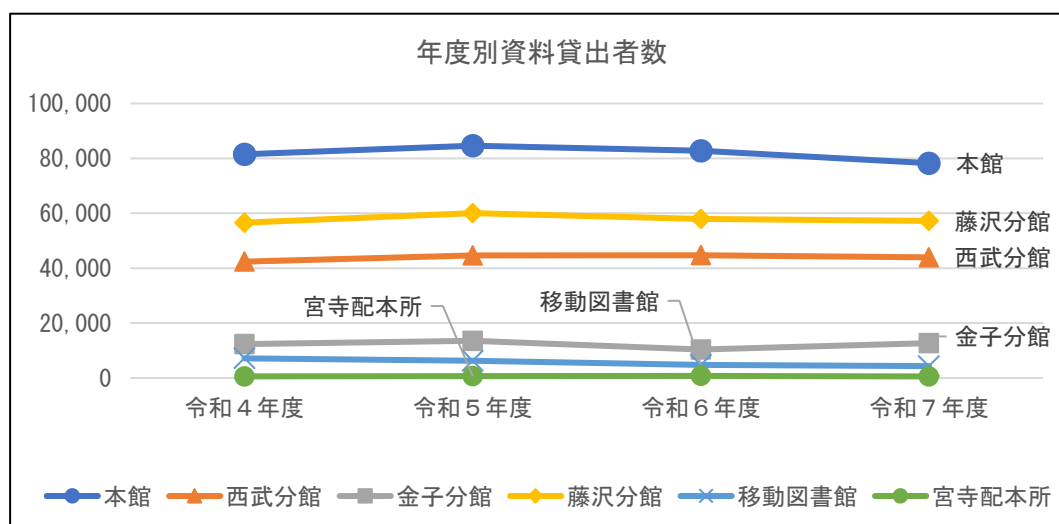


表3 年度別予約（リクエスト）点数

単位：点

年度 館別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本館	49,889	49,265	48,801	47,196
西武分館	29,915	30,901	31,794	30,534
金子分館	7,933	8,138	7,510	7,230
藤沢分館	43,625	46,391	44,880	44,702
移動図書館	4,229	4,522	4,568	4,195
宮寺配本所	789	1,006	1,000	709
合計	136,380	140,223	138,553	134,556

表4 年度別資料購入費の推移（各年度当初予算額）

単位：千円

年度 内訳	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
図書購入費	16,609	21,184	17,918	16,354
雑誌・新聞 加除式図書	6,014	6,162	6,445	6,309
視聴覚資料 購入費	1,376	665	0	0
合 計 額	23,999	28,011	24,363	22,663

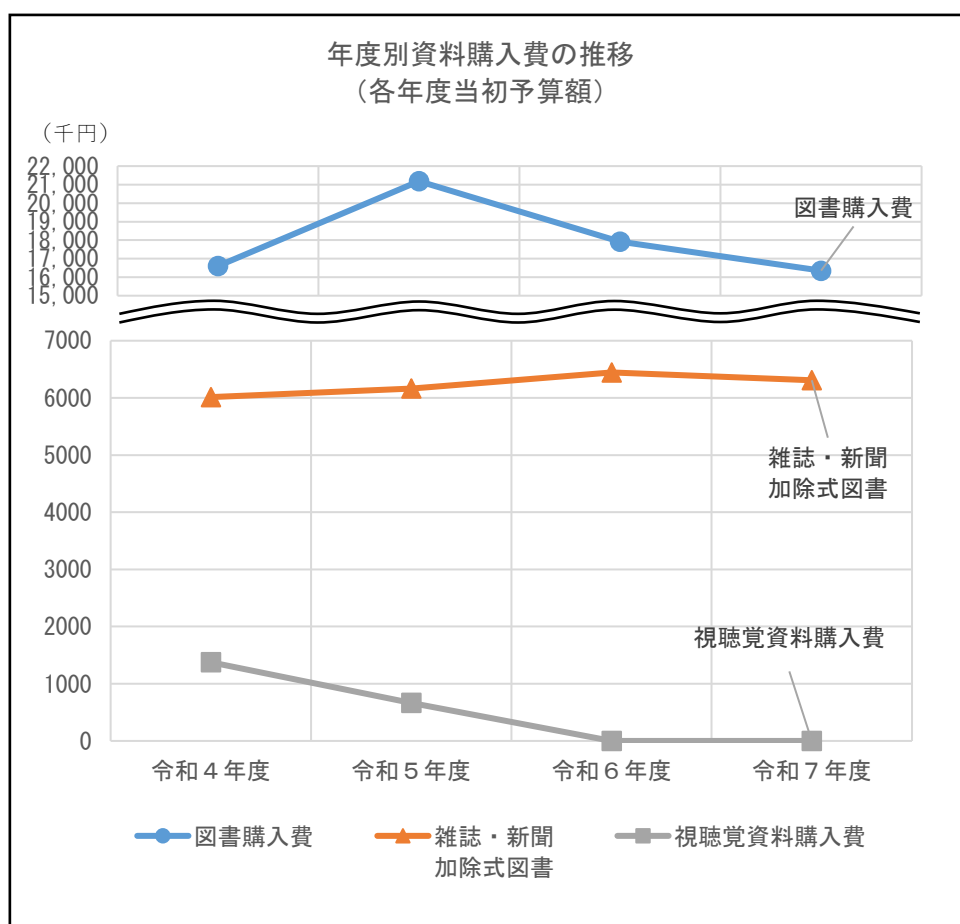


表5 年度別資料貸出点数

単位：点

年度 館別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本館	277,008	283,701	277,101	260,662
西武分館	133,178	138,309	140,106	135,099
金子分館	42,502	45,894	35,597	42,763
藤沢分館	197,074	206,502	196,403	194,239
移動図書館	19,548	15,967	12,804	11,288
宮寺配本所	1,388	1,813	2,151	1,568
合計	670,698	692,186	664,162	645,619

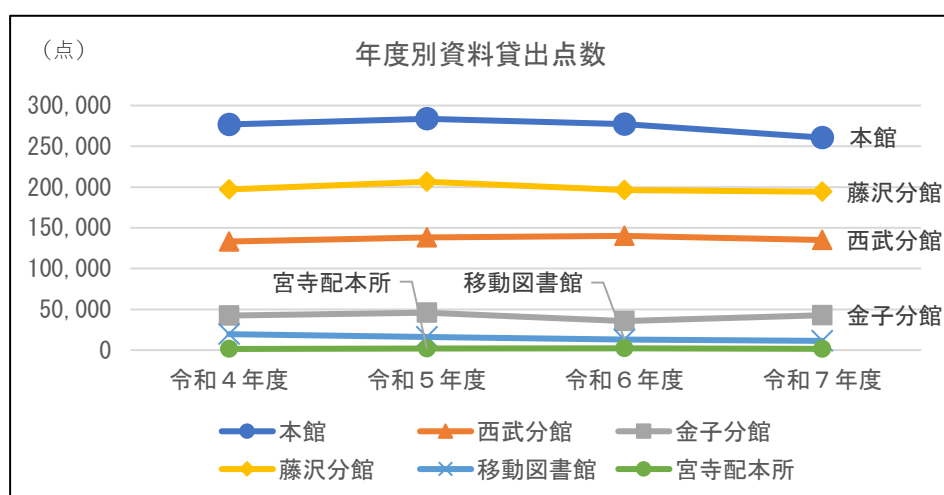


表6 年度別登録者数

単位：人

年度 館別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本館	1,564	1,749	1,577	1,619
西武分館	649	718	610	648
金子分館	204	190	122	195
藤沢分館	859	958	860	864
移動図書館	198	165	28	27
宮寺配本所	9	22	9	9
合計	3,483	3,802	3,206	3,362

表7 年度別入館者数

単位：人

年度 館別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本館	217,195	240,187	252,928	231,835
西武分館	111,501	116,037	124,847	131,227
金子分館	39,261	41,964	28,082	40,594
藤沢分館	132,439	143,479	148,875	160,106
合計	500,396	541,667	554,732	563,762

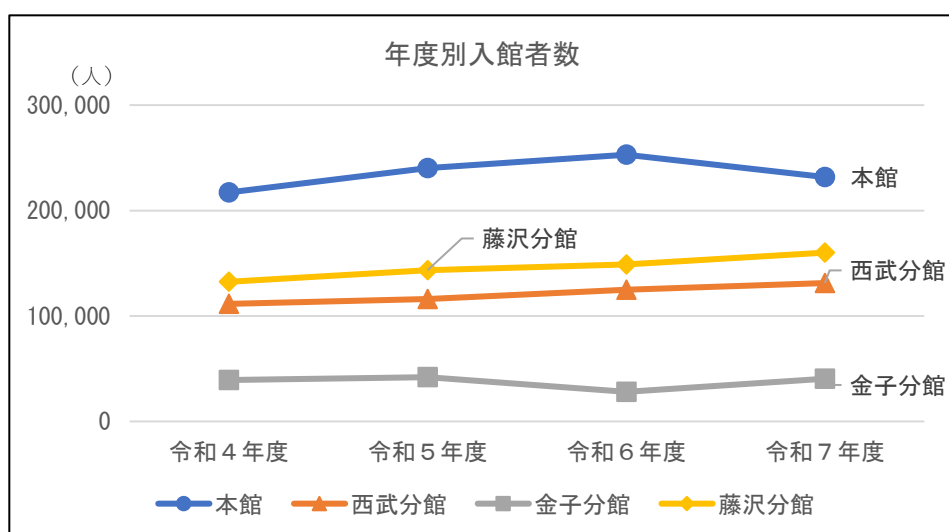


表8 年度別障害者用・高齢者用資料数

単位：点

年度 資料別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
録音資料 (デージー 図書など)	284	288	293	378
点字資料	783	810	835	858
大活字本	4,318	4,415	4,474	4,583
LLブック	43	53	51	50
合計	5,428	5,566	5,653	5,869

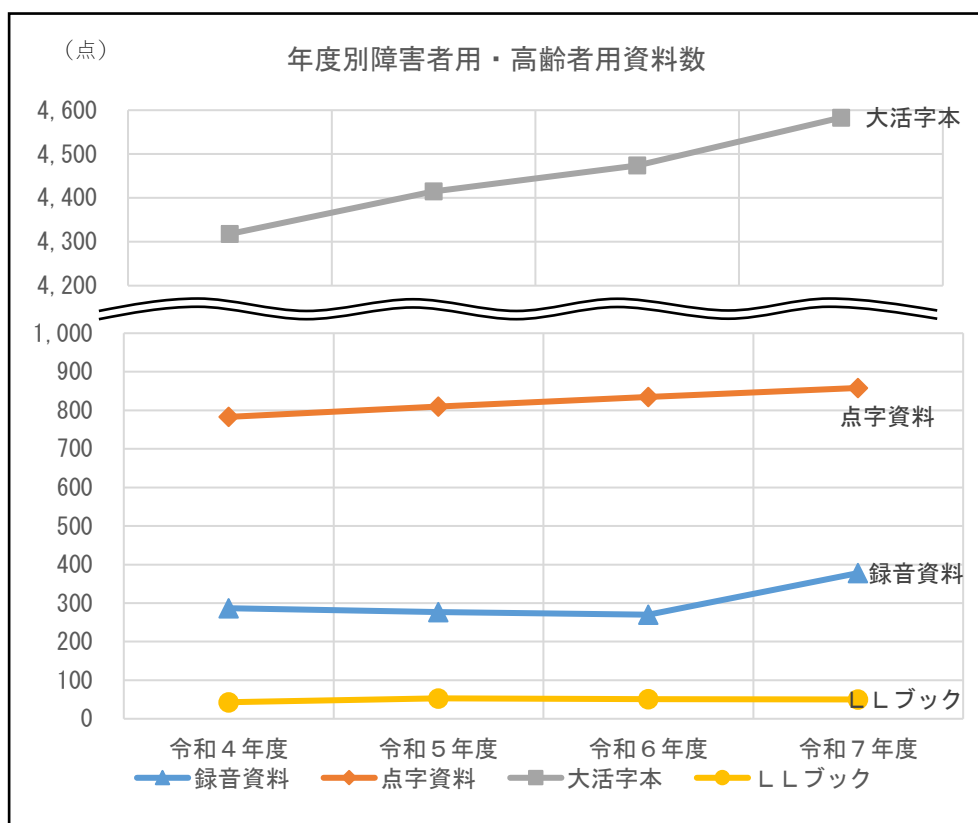


表9 年別入間市外国人住民数

単位：人

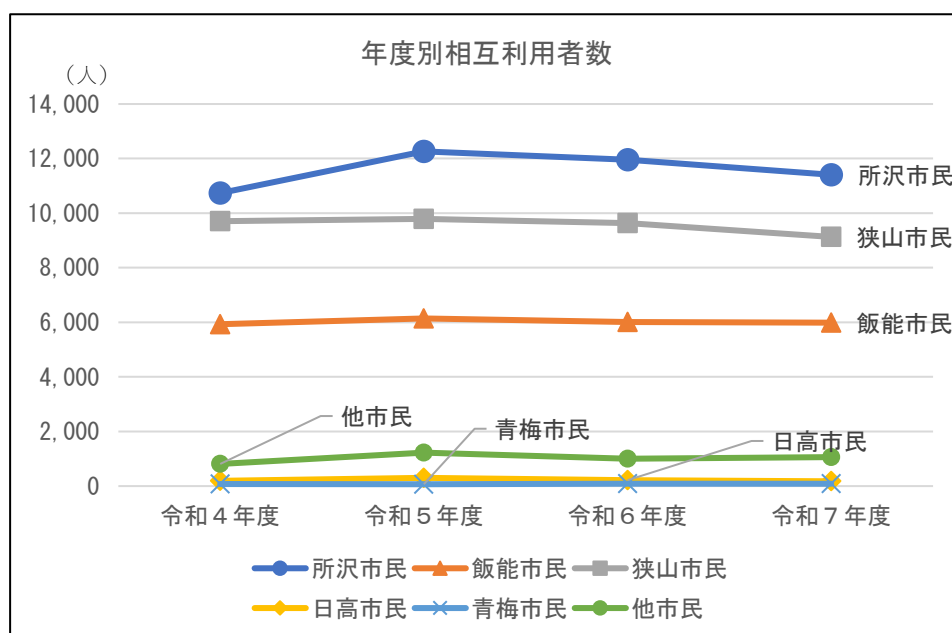
年 国別	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ベトナム	638	751	879	933
中国	542	584	584	622
フィリピン	407	455	476	475
インドネシア	108	167	245	325
韓国	142	145	145	145
ネパール	103	130	245	249
合計	2571	2958	3357	3648

※市民課「住民基本台帳」による、各年末の人数

表10 年度別相互利用者数

単位：人

年度 市別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所沢市民	10,736	12,264	11,964	11,407
飯能市民	5,931	6,143	6,007	5,983
狭山市民	9,708	9,791	9,634	9,130
日高市民	197	302	217	176
小計	26,572	28,500	27,822	26,696
青梅市民	80	68	84	86
他市民	811	1,226	1,001	1,060
市民	173,083	180,016	172,555	169,269
合計	200,546	209,810	201,462	197,111



〔参考〕 県内図書館利用状況比較表

市 項目	入間市	狭山市	所沢市	飯能市	日高市	深谷市	戸田市	朝霞市	三郷市	県内 平均
奉仕人口 (人)	141,264	146,506	340,466	78,858	53,228	138,738	142,303	144,079	141,850	116,207
蔵書数 (冊)	588,064	659,954	1,022,905	322,922	205,560	391,773	416,925	526,552	470,574	377,165
AV所蔵数 (点)	9,402	12,925	26,575	1,770	8,605	9,763	6,044	11,522	12,443	12,447
貸出冊数 (冊)	623,450	705,207	1,284,931	338,178	243,846	447,283	570,268	714,052	611,851	530,223
AV貸出数 (点)	24,151	15,600	41,487	6,701	14,542	11,265	15,631	21,247	14,780	21,799
来館者数 (人)	554,732	415,588	841,944	216,330	69,002	409,183	437,109	248,290	—	340,640
図書購入費 (千円)	16,354	28,715	40,980	7,660	8,514	20,982	19,707	26,008	15,672	16,296
購入費総額 (千円)	22,663	34,631	58,336	13,273	12,396	26,485	27,117	32,329	21,812	23,238

※令和7年度版「埼玉の公立図書館」 ※蔵書数は図書のみ。貸出冊数は図書・雑誌を含む。

※移動図書館は除く。 ※「—」は記録なし。

※深谷市、戸田市、朝霞市、三郷市は入間市と人口が同程度のことから比較対象とした。

「入間市立図書館アンケート調査」実施について

第4次入間市立図書館基本計画策定にあたり、市民の図書館に対する意見を集約することで、第3次計画の評価、次期計画策定及び今後の図書館運営に役立てるため、アンケートを実施しました。

1 アンケート調査実施期間

令和7年8月22日(金)から9月19日(金)まで

2 実施方法

Logoフォームおよび本館にて紙媒体で配布

3 周知方法

図書館ホームページへの掲載

LogoフォームのQRコードを掲載したチラシの配布(図書館本館・各分館・移動図書館車)

LogoフォームのQRコードを掲載したポスターの掲示

(図書館本館・各分館・移動図書館車・市内公共施設等)

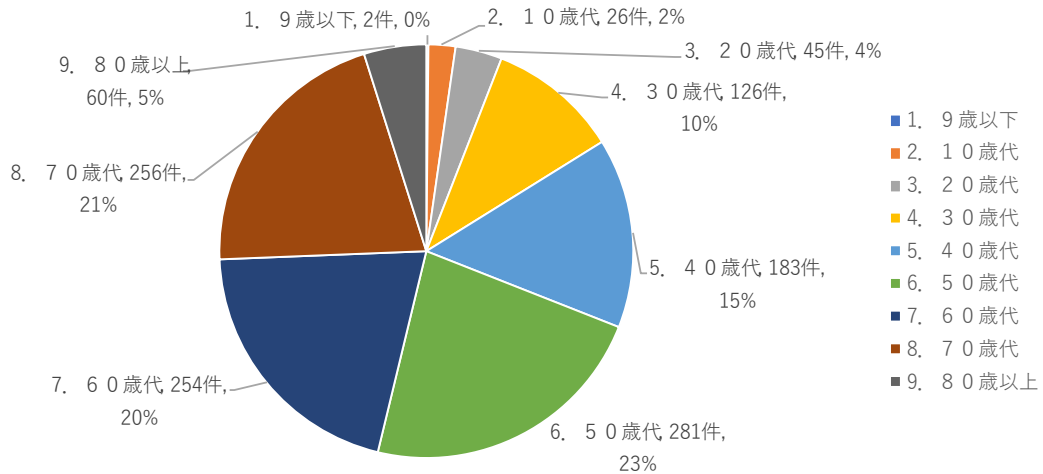
市公式LINE掲載(一般市民対象)

4 回答数

1,233件(Logoフォーム回答982件／紙媒体回答251件)

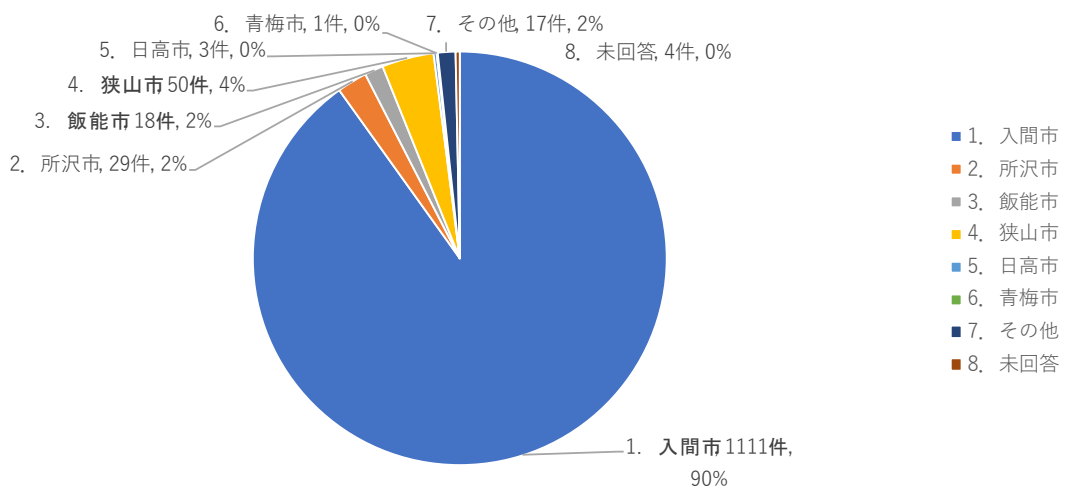
「入間市立図書館アンケート調査」結果

あなたの年齢についてお尋ねします。



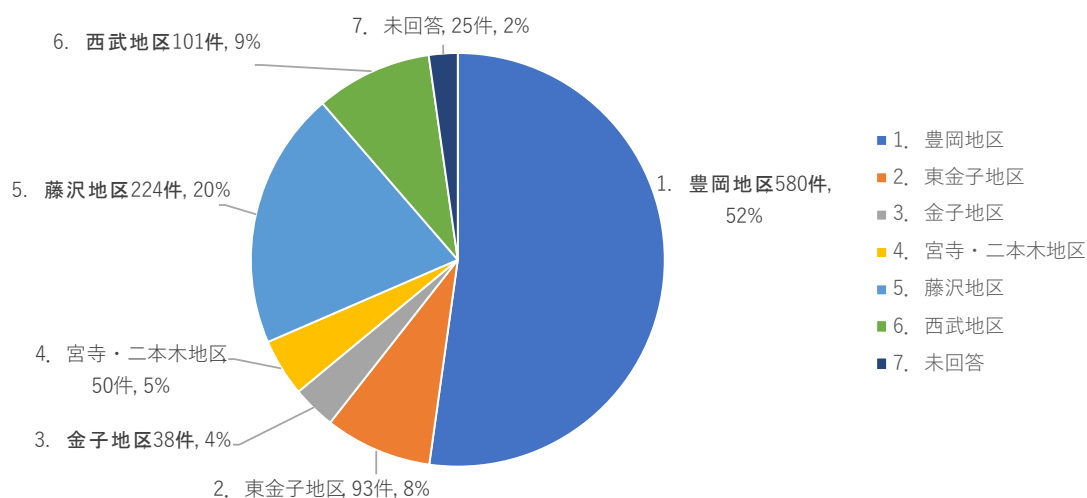
2

あなたのお住まいについてお尋ねします。



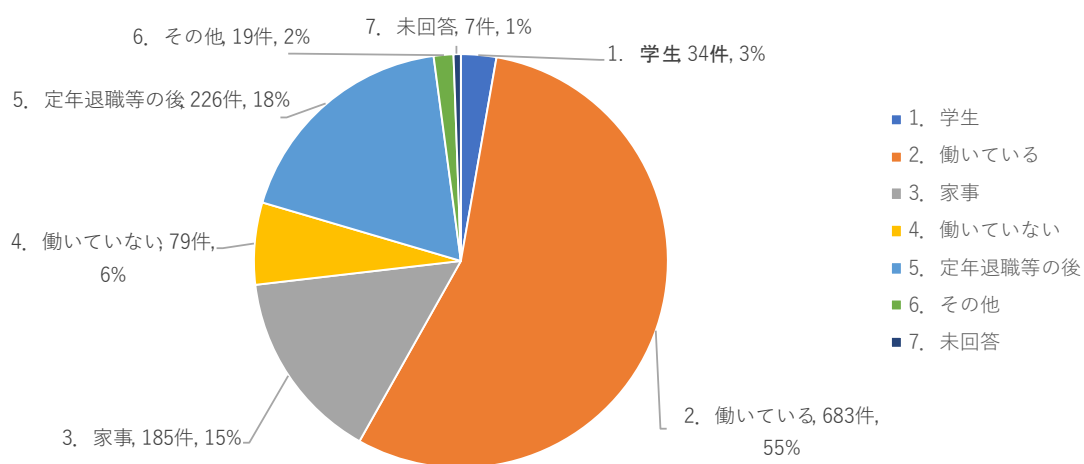
3

(入間市在住の方) お住まいの地区をお尋ねします。



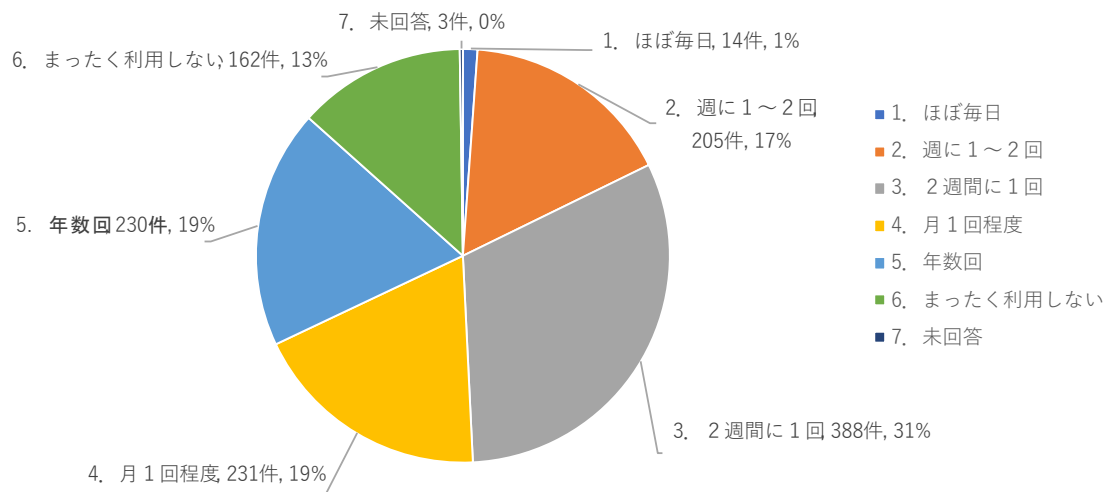
4

あなたの仕事等についてお尋ねします。



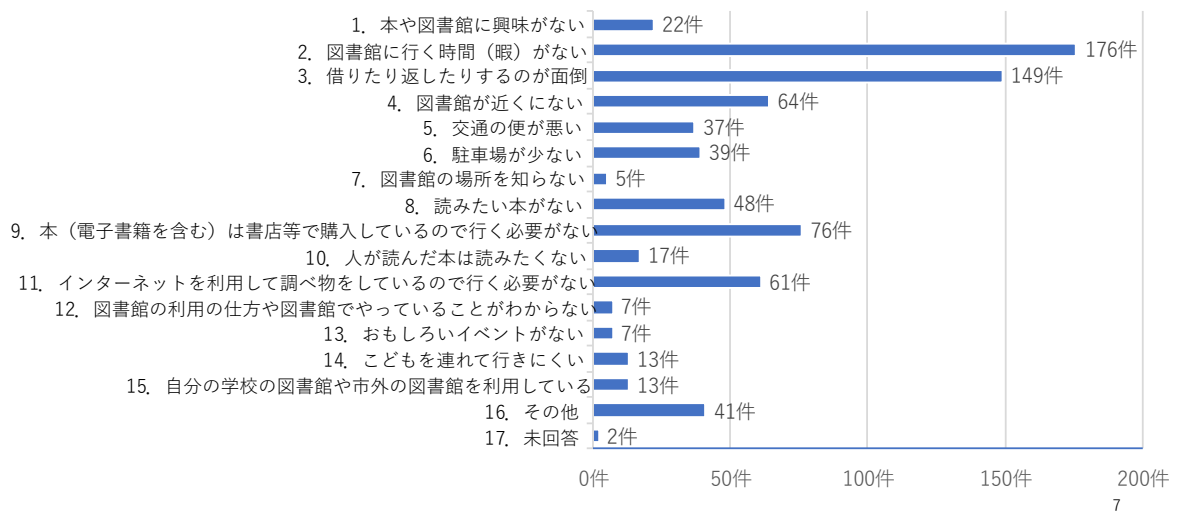
5

あなたは、どのくらいの頻度で図書館を利用していますか。



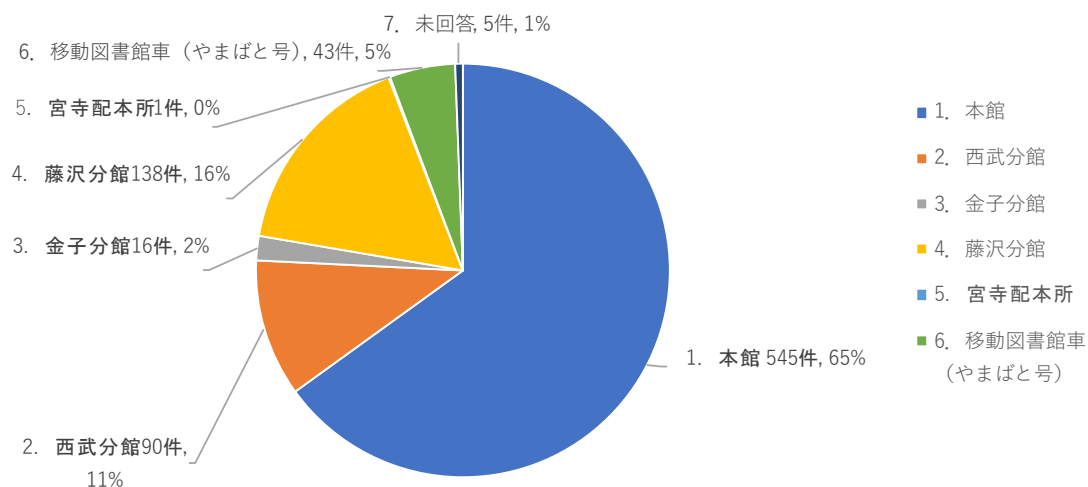
6

「年数回」「全く利用しない」を選んだ方にお尋ねします。
その理由は何ですか。（3つまで選択可）



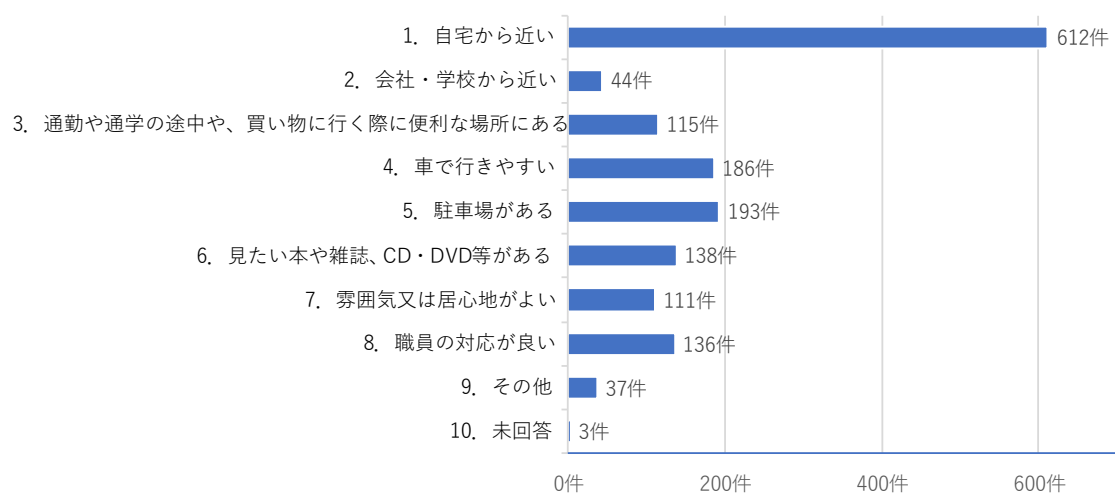
7

あなたが、主に利用する図書館はどこですか。



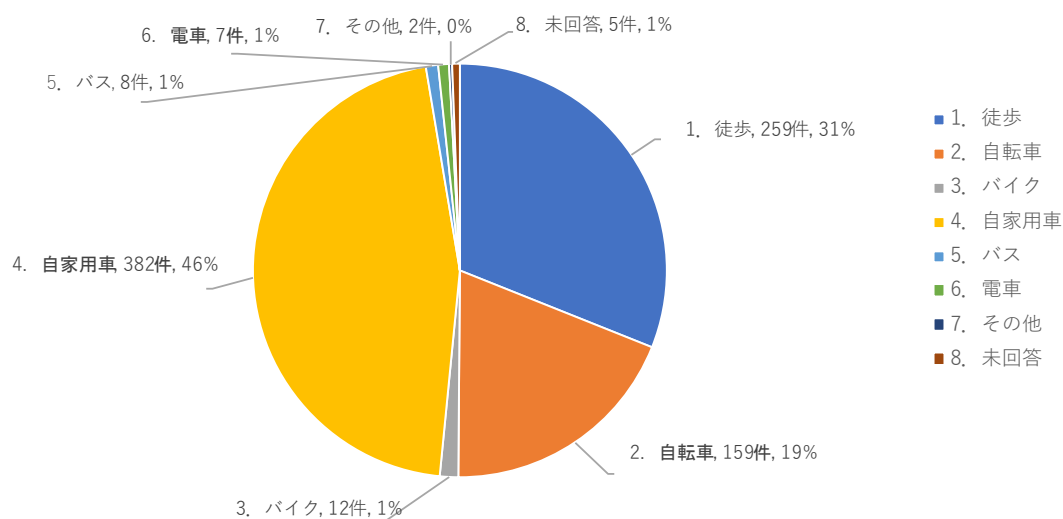
8

選択した図書館を利用する理由は何ですか。（3つまで選択可）



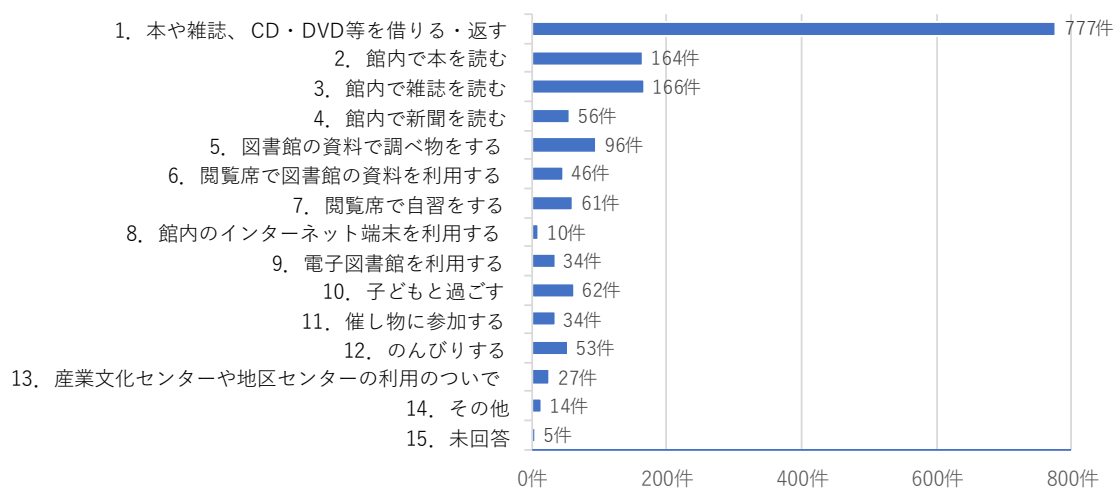
9

選択した図書館までの主な交通手段は何ですか。



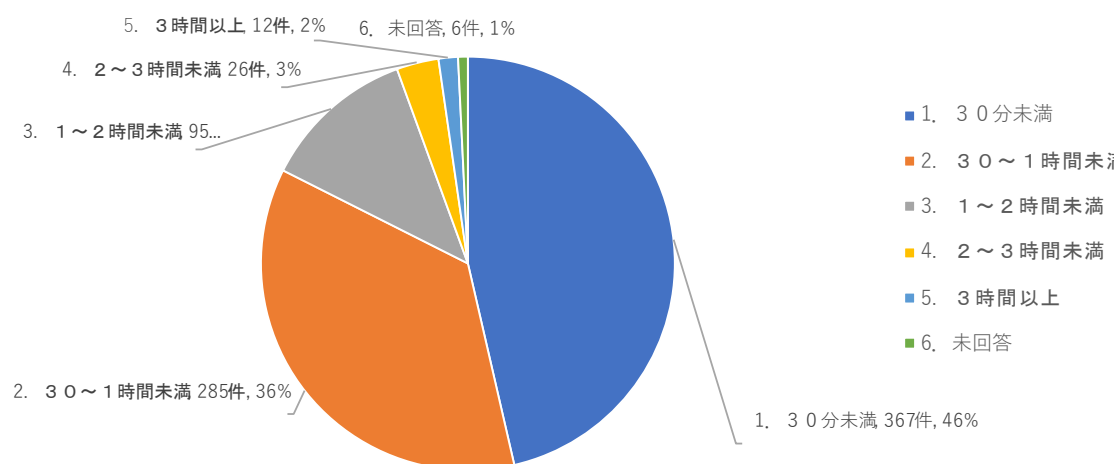
10

あなたは、主にどのような目的で図書館を利用していますか。
(5つまで選択可)



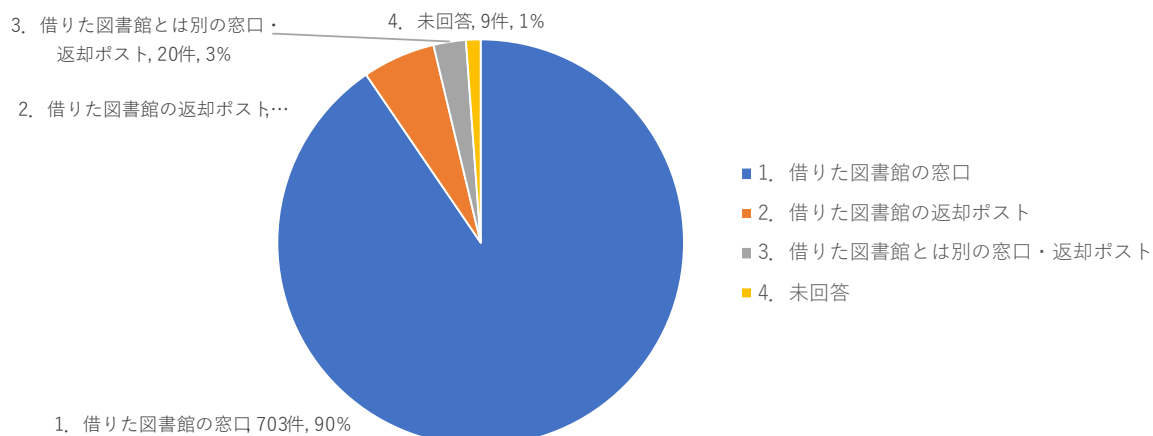
11

図書館（移動図書館車は除く）での平均滞在時間はどのくらいですか。



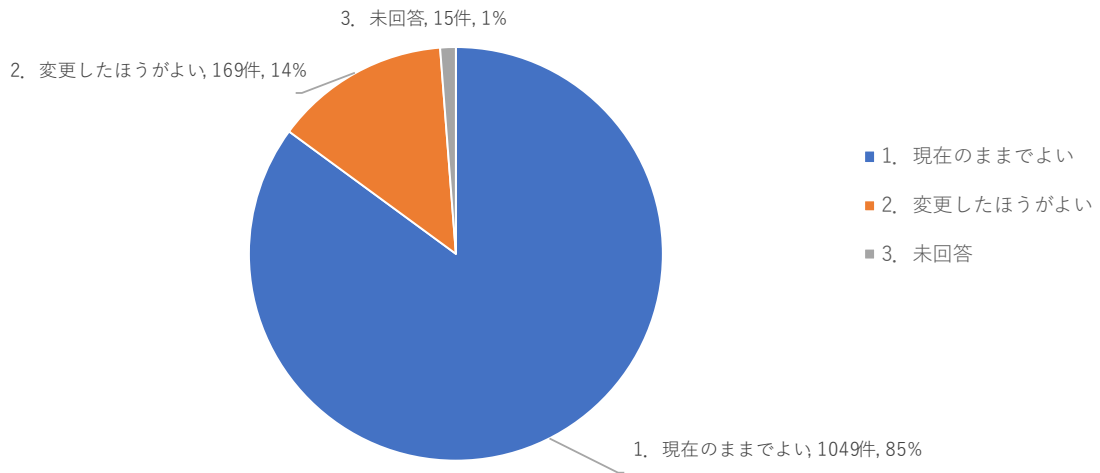
12

図書館の利用目的で「本や雑誌、CD・DVDを借りる・返す」を選んだ方は、借りたものを主にどこで返却していますか。



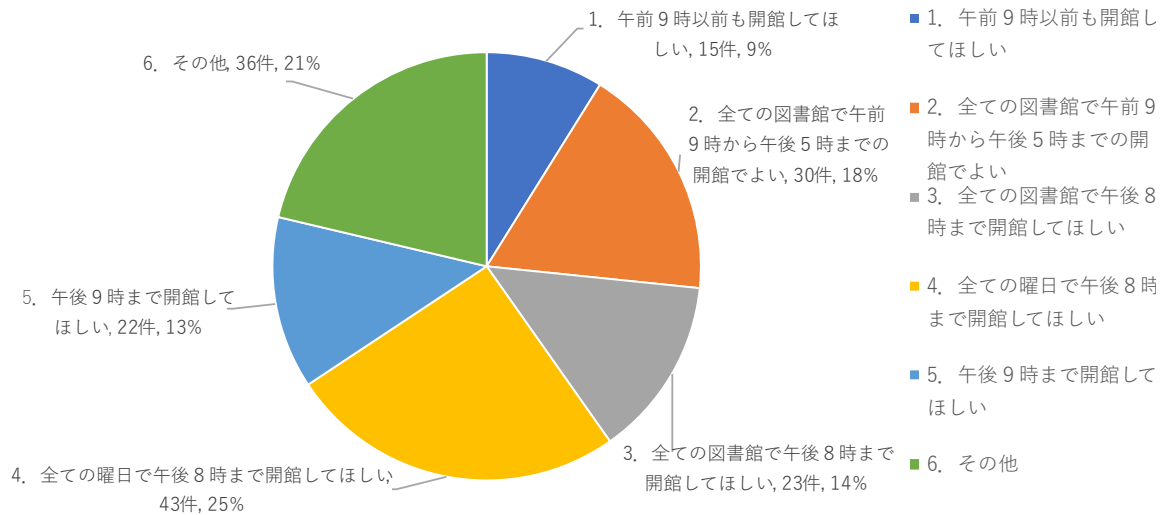
13

あなたは、現在の開館時間について、どう思われますか。



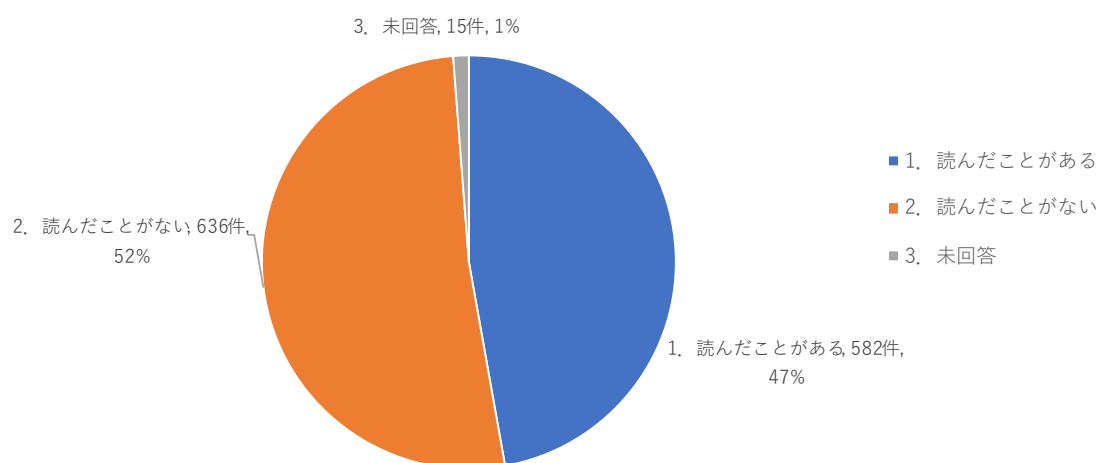
14

「変更したほうがよい」を選んだ方は、開館時間について、どのように変更したらよいと思いますか。



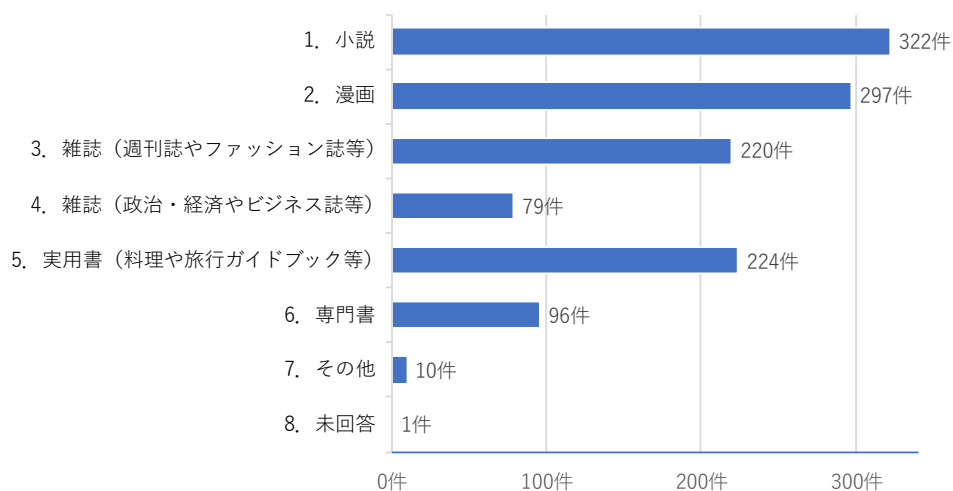
15

図書館に限らず、あなたは今までに電子書籍を利用して
読んだことはありますか。



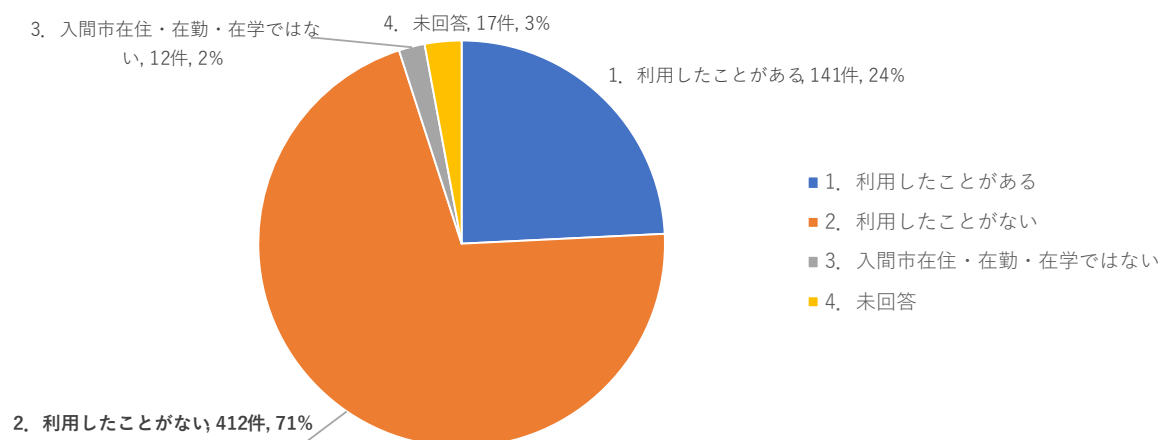
16

「読んだことがある」を選んだ方は、どのようなジャンルの本を読みますか。（複数選択可）



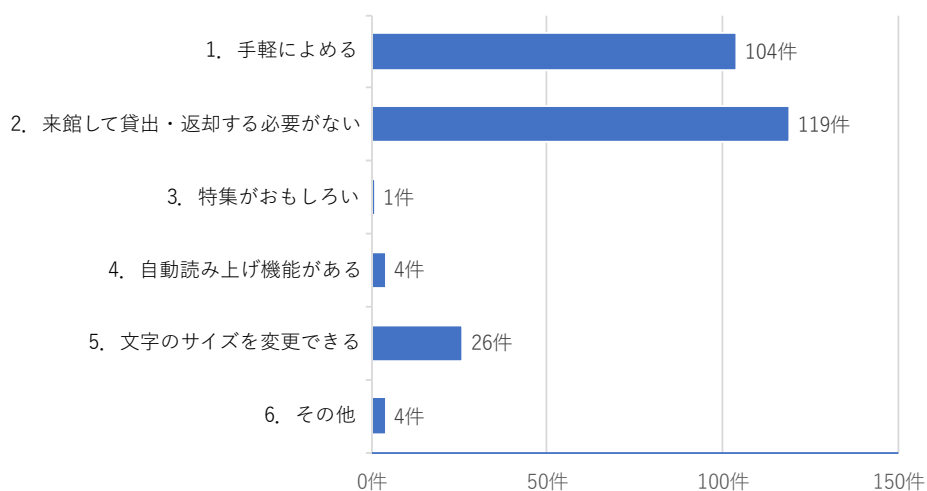
17

（「読んだことがある」を選んだ入間市在住・在勤・在学の方）
あなたは「いるまし電子図書館」で電子書籍を利用したことがありますか。



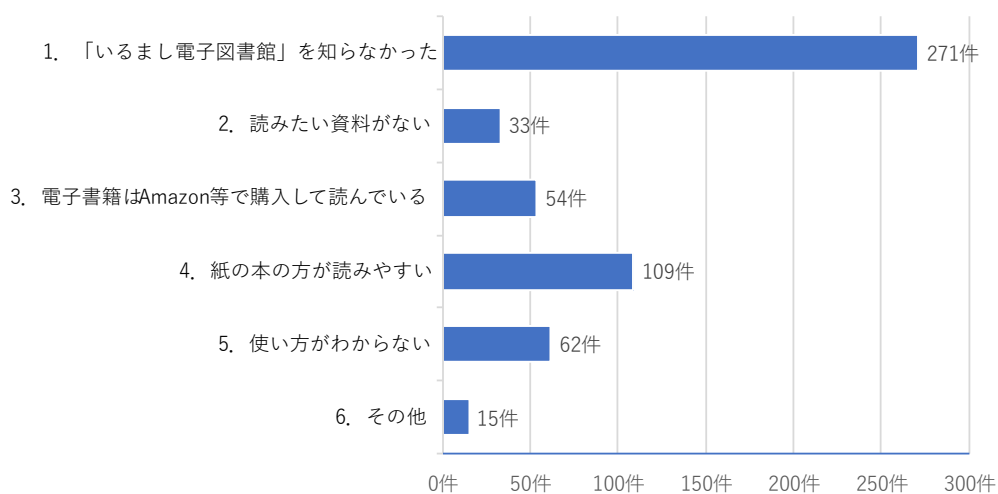
18

「利用したことがある」を選んだ方は、利用してみてよかったところを教えてください。（3つまで選択可）



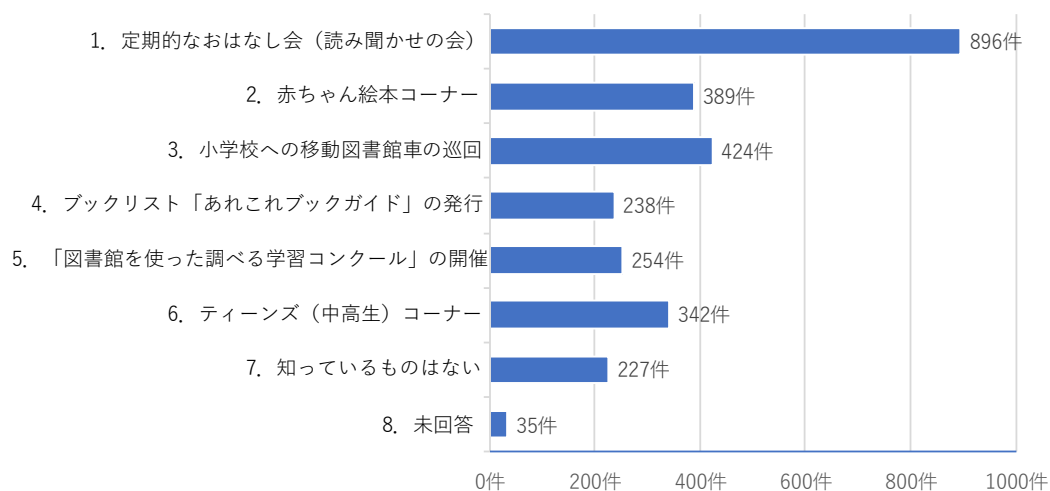
19

「利用したことがない」を選んだ方は、利用したことがない理由を教えてください。（3つまで選択可）



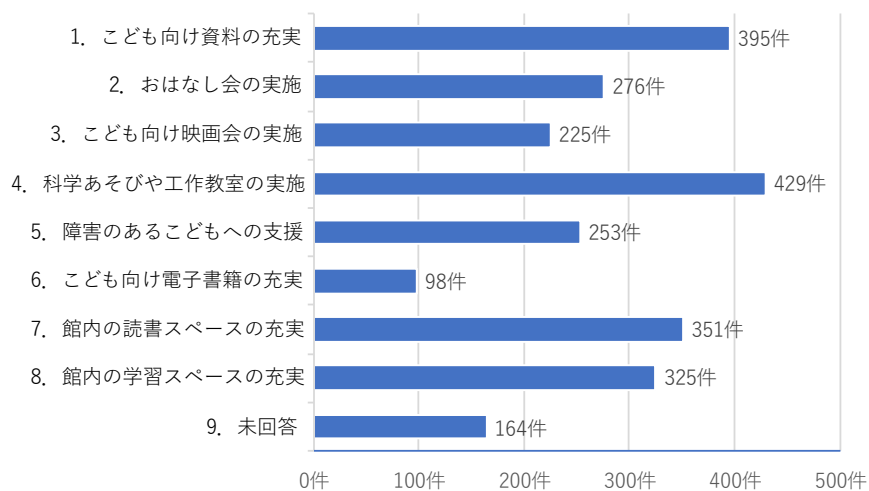
20

図書館では、こどもに対するサービスとして次のようなことを行っています。知っているものを全て選んでください。（複数選択可）



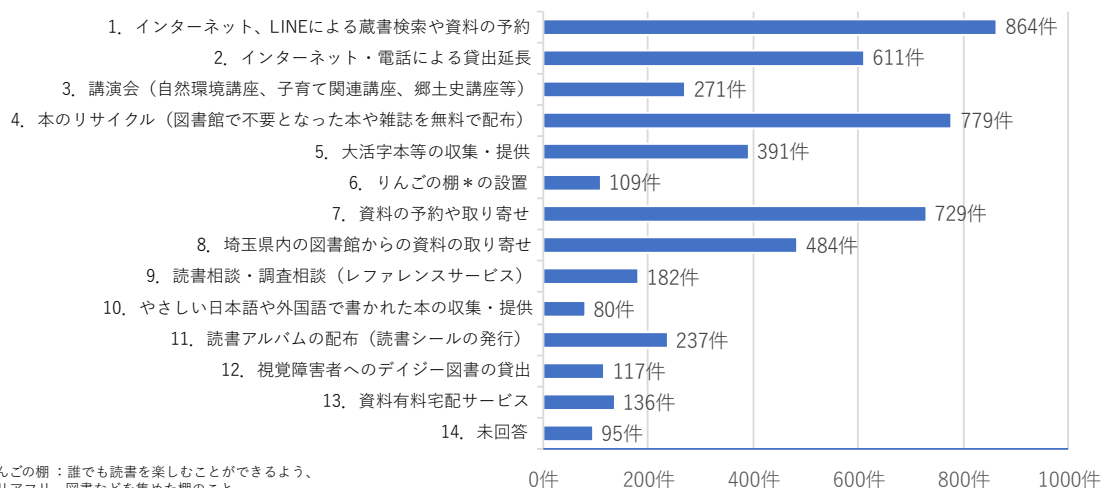
21

今後、こどもに対するサービスについて、力を入れてほしい取り組みはどれですか。（3つまで選択可）



22

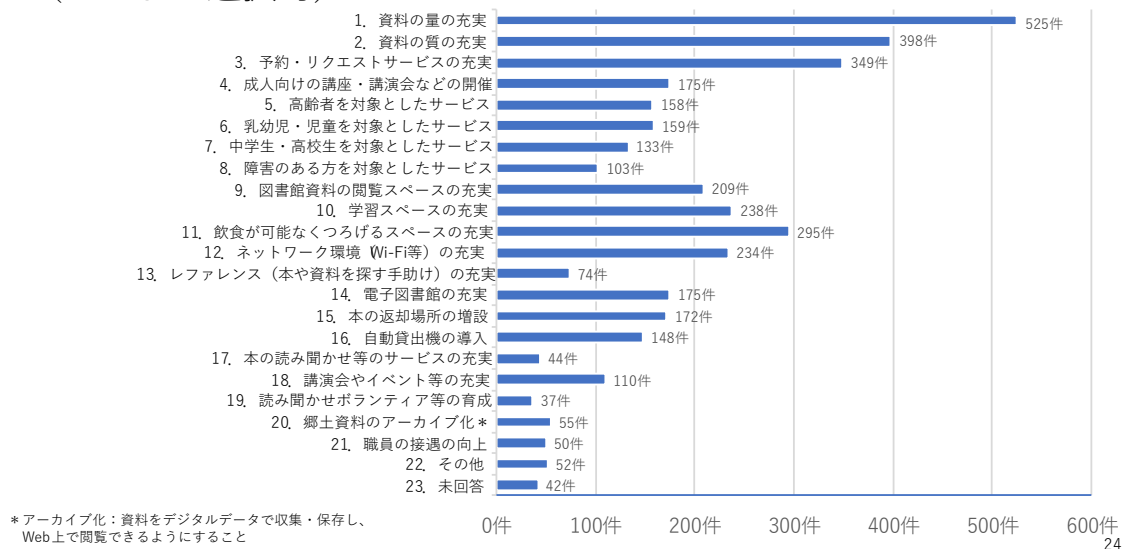
図書館では次のようなことを行っています。
知っているものを全て選んでください。（複数選択可）



* りんごの棚：誰でも読書を楽しむことができるよう、
バリアフリー図書などを集めた棚のこと

23

今後、力を入れてほしい取り組みはどれですか。
(5つまで選択可)



第4次入間市立図書館基本計画〔素案〕
(令和9(2027)年度～令和13(2031)年度)

発行日	令和9(2027)年●●月
発 行	入間市教育委員会
編 集	教育部 図書館
	〒358-0001
	入間市向陽台一丁目1番地7
	TEL 04-2964-2415
	FAX 04-2965-8055
	e-mail ir817000@city.iruma.lg.jp